

第 7 期 市川市介護保険地域運営委員会 委員名簿

No.	条例上の区分	所属・役職	氏 名
1	保健、医療又は福祉に関し学識経験のある者	和洋女子大学 看護学部看護学科 准教授	ひらやま かよこ 平 山 香 代 子 (新任)
2	関係団体の推薦を受けた者	市川市医師会	いとう かつひと 伊 藤 勝 仁 (再任)
3		市川市歯科医師会 副会長	なかじま しんいち 中 島 慎 一 (再任)
4		市川市薬剤師会 理事	にしかわ ともあき 西 川 智 昭 (再任)
5		千葉県弁護士会京葉支部 高齢者・障がい者支援センター 副委員長	おおたに ひろこ 大 谷 寛 子 (新任)
6		千葉県税理士会市川支部 税務支援対策部員	むらばた みつひで 村 端 密 英 (新任)
7		千葉県介護福祉士会	おおつか いちろう 大 塚 一 郎 (新任)
8	被保険者	市川市自治会連合協議会 常任理事	あわじ ひろし 淡 路 洋 (再任)
9		市川市民生委員児童委員協議会 国分地区民生委員児童委員協議会 地区会長	わたなべ きょうざん 渡 邊 恭 山 (再任)
10	介護支援専門員又は指定サービス事業者等で構成される団体の推薦を受けた者	市川市介護支援専門員協議会 副会長	おおの なおこ 大 野 直 子 (再任)

(男：7名 女：3名)

* 委嘱期間：令和6年8月1日～令和9年7月31日（3年）

* 敬称略

市川市介護保険地域運営委員会について

地域包括支援センター及び地域密着型サービスの創設に伴い、地域の実情に応じた施策を推進していくため、市町村の役割や権限が強化されたことから、その公平性・公正性を確保するための委員会の設置が必要となりました。このため、以下の3つの事項について市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じて建議することができる機関として、平成18年8月に設置しています。

（1）委員会の調査審議事項（市川市介護保険条例第12条）

市川市介護保険地域運営委員会は、①～③の調査審議機関の任を務める。

①地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保に関する事項

地域包括支援センターの設置者は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならないとされ、基準によれば、サービス事業者、被保険者、学識経験者等により構成される「地域包括支援センター運営協議会」の意見を踏まえて、適正、公正かつ中立な運営を確保することとされている（法第115条の46第4項、法施行規則第140条の66第4号・必置）

- ・ 地域包括支援センターの承認事項（圏域の設定・設置、変更及び廃止並びに業務委託先法人の選定・委託先法人の予防給付事業の実施等）
- ・ 地域包括支援センターの運営（事業計画・報告及び収支予算書・決算書）
- ・ 地域包括支援センター事業内容の評価
- ・ 介護予防支援事業者の指定（法第115条の22第3項）

②地域密着型サービスの適正な運営の確保に関する事項

市町村長は、地域密着型サービスを提供する事業者に対する指定や指導・監督の権限を有しているほか、地域の実情に応じて設備等の基準や介護報酬を独自に設定することも可能とされており、被保険者・その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

- ・ 介護報酬の額を独自に定める場合（法第42条の2第5項、第54条の2第5項）
- ・ 事業所の指定・指定更新（法第78条の2第7項、第115条の12第5項）
- ・ 従事者、設備に関する基準を独自に定める場合（法第78条の4第65項、第115条の14第6項）

③介護給付の適正化に関する事項

介護給付の適正化に有効な方策等について調査審議等を行う。

- ・ 介護サービスが利用者の自立支援に資するものとなっているかチェックする方策
- ・ 不適正・不正に提供されている介護サービスはないかどうかチェックする方策

(2) 委員構成（１０名）

- ①保健、医療又は福祉に関し学識経験のある者（１名）
- ②関係団体の推薦を受けた者（６名）
- ③介護保険の被保険者（２名）
- ④介護支援専門員または介護保険サービス事業者で構成される団体の推薦を受けた者（１名）

市川市介護保険条例(抜粋)

平成12年3月22日条例第10号

(市川市介護保険地域運営委員会の設置及び任務)

第12条 本市に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市川市介護保険地域運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

(1) 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保に関する事項

(2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスの適正な運営の確保に関する事項

(3) 保険給付の適正化に関する事項

追加〔平成18年条例35号〕、一部改正〔平成21年条例6号・27年14号〕

(組織等)

第13条 委員会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 保健、医療又は福祉に関し学識経験のある者

(2) 関係団体の推薦を受けた者

(3) 被保険者

(4) 法第7条第5項に規定する介護支援専門員又は法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等で構成される団体の推薦を受けた者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

追加〔平成18年条例35号〕

(委員長及び副委員長)

第14条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

追加〔平成18年条例35号〕

(会議)

第15条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

追加〔平成18年条例35号〕

(守秘義務等)

第16条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

3 委員会の事務は、福祉部において処理する。

4 第12条から前条まで及び前3項に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会が市長の同意を得て定める。

追加〔平成18年条例35号〕、一部改正〔平成23年条例4号〕



市内15ヶ所

市川市高齢者サポートセンター

(地域包括支援センター)

高齢者サポートセンターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師などの専門職員が、健康や介護の相談など、さまざまな面から支援を行います。

こんなときはお気軽にご相談ください

介護や健康に関すること

- ・介護予防サービスを利用したい
- ・身体の機能に不安がある
- ・認知症に関すること

さまざまな相談ごと

- ・近所に住むひとり暮らしの高齢者が心配
- ・福祉、保健、医療、介護に関すること

権利を守ること

- ・悪質な訪問販売の被害にあった
- ・財産管理に自信がなくなった
- ・虐待にあっている人がいる
- ・成年後見制度などの紹介

市の福祉サービスに関するこ

- ・要介護認定の申請代行
- ・福祉、介護サービスのご案内
- ・配食サービス
- ・あんしん電話
- ・高齢者見守り支援事業
- ・紙おむつの給付

お住まいの地区ごとに担当のセンターが分かれています。
詳しくは裏面をご確認ください。

お問い合わせ

市川市福祉部地域包括支援課

市役所第一庁舎 八幡1-1-1 TEL: 047-712-8545

行徳支所内 末広1-1-31 TEL: 047-359-1274



市川市

市川市高齢者サポートセンター 一覧

窓口開設日 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

窓口開設時間 8:45～17:15

番号	センター名	担当地区	所在地	電話番号
①	高齢者サポートセンター 国府台	国府台	国府台5-25-4	☎047-373-6539
②	高齢者サポートセンター 国分	北国分、中国分、堀之内、 稲越、東国分、国分	東国分1-27-18	☎047-318-5565
③	高齢者サポートセンター 曾谷	曾谷	曾谷1-12-1	☎047-371-6161
④	高齢者サポートセンター 大柏	大町、大野町、南大野、 柏井町、奉免町	大町537	☎047-338-6595
			南大野2-3-19 (大柏出張所内)	☎047-303-9555
⑤	高齢者サポートセンター 宮久保・下貝塚	宮久保、下貝塚	下貝塚3-31-2	☎047-373-0763
⑥	高齢者サポートセンター 市川第一	市川、市川南3・4丁目 真間1丁目	市川南1-1-1-207-2 (サ タワースイスト2階)	☎047-700-5139
⑦	高齢者サポートセンター 市川第二	市川南1・2・5丁目、新田、平田、 大洲、大和田、稻荷木、東大和田	大洲1-18-1(急病診 療・ふれあいセンタ2階)	☎047-320-3105
⑧	高齢者サポートセンター 真間	真間2～5丁目	真間2-3-11	☎047-322-8811
⑨	高齢者サポートセンター 菅野・須和田	菅野、須和田、東菅野	菅野6-18-21 ママセントラルハウス1階	☎047-326-7737
⑩	高齢者サポートセンター 八幡	八幡、南八幡	南八幡3-4-10 加藤ビル1階	☎047-376-3200
⑪	高齢者サポートセンター 市川東部	北方町、本北方、若宮、北方、 中山、鬼越、高石神、鬼高	鬼越1-3-2	☎047-334-0070
⑫	高齢者サポートセンター 信篤・二俣	田尻、高谷、原木、二俣、上妙典、 二俣新町、高谷新町、東浜	高谷1854	☎047-327-3366
⑬	高齢者サポートセンター 行徳	河原、妙典、下妙典、下新宿、 本行徳、本塩、関ヶ島、伊勢宿、 富浜、末広、塩焼、宝、幸、 加藤新田、高浜町、千鳥町	本行徳5525-4 丸大行徳ビル2階 ※1	☎047-312-6070
⑭	高齢者サポートセンター 南行徳第一	押切、湊、湊新田、香取、 欠真間、相之川、広尾、 新井、島尻、南行徳	新井2-21-19 TTアベニュー205	☎047-359-6660
⑮	高齢者サポートセンター 南行徳第二	行徳駅前、入船、日之出、 新浜、福栄、塩浜	日之出17-9 アルテ102	☎047-712-8022

※1 高齢者サポートセンター行徳にはエレベーターがありません。
来所が難しい場合は、行徳総合病院1階の相談室での対応となりますので、総合受付にお声がけ下さい。

令和 5 年度地域包括支援センターの事業報告について (高齢者サポートセンター)

地域包括支援センター（以下、「高齢者サポートセンター」という。）では、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業、家族介護支援事業、指定介護予防支援事業等を実施した。

1. 介護予防ケアマネジメント事業（第 1 号介護予防支援事業）	P.2
2. 総合相談支援事業	P.3
3. 権利擁護事業	P.6
4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	P.7
5. 在宅医療・介護連携推進事業	P.9
6. 認知症総合支援事業	P.9
7. 地域ケア会議推進事業	P.10
8. 家族介護支援事業	P.10
9. 指定介護予防支援事業	P.11

1. 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）

本市では平成28年3月1日から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始しており、各高齢者サポートセンターでは、本サービスを利用する要支援1、2と認定された者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者（事業対象者）に対し介護予防ケアマネジメントを実施した。なお、その業務の一部を居宅介護支援事業所に委託している。

○介護予防ケアマネジメント実施件数

	3年度	4年度	5年度
実施件数（件）	14,877	14,625	13,631
うち委託数（件）	11,124	11,171	10,475
委託率（％）	74.8	76.4	76.8％

※新型コロナウイルス感染拡大の影響をうけ、実績が減少している。

○センター別介護予防ケアマネジメント実施件数（令和5年度）

センター名	実施件数（件）	うち委託数（件）	委託率（％）
国府台	326	85	26.07
国分	1,269	901	71.00
曽谷	539	439	81.45
大柏	1,285	1,064	82.80
宮久保・下貝塚	818	628	76.77
市川第一	930	765	82.26
市川第二	1,606	1,217	75.78
真間	369	317	85.91
菅野・須和田	1,113	991	89.04
八幡	687	470	68.41
市川東部	1,364	1,085	79.55
信篤・二俣	424	315	74.29
行徳	838	742	88.54
南行徳第一	1,101	811	73.66
南行徳第二	962	645	67.05
合 計	13,631	10,475	76.85

2. 総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援、ネットワークの構築を行った。

○相談件数（方法別）

内 容		3 年度	4 年度	5 年度
総合相談件数（件）		55,993	59,699	60,097
内 訳	電話（件）	39,055	41,842	41,821
	訪問（件）	9,523	9,659	9,263
	来所（件）	5,782	6,317	6,940
	文書（件）	417	413	439
	その他（件）※1	1,216	1,468	1,551

※1「その他」は主に「訪問したが不在だった場合」の件数が該当。

○相談件数（主要な内容別）

内 容	3年度	4 年度	5 年度
介護保険制度（件）	30,207	35,583	35,793
認知症（件）	15,288	15,183	15,798
虐待等権利擁護（件）	2,024	1,601	2,737
成年後見制度（件）	2,488	1,978	1,736

○センター別方法別相談件数（令和５年度）

センター名	合計 (件)	電話 (件)	訪問 (件)	来所 (件)	文書 (件)	その他 (件)
国府台	1,961	1,301	447	100	10	103
国分	2,706	1,405	968	235	53	45
曽谷	2,701	1,812	415	373	22	79
大柏	4,057	2,418	605	945	23	66
宮久保・下貝塚	1,313	592	520	190	2	9
市川第一	3,880	2,246	579	958	16	81
市川第二	4,889	3,262	643	891	17	76
真間	2,859	1,705	463	575	22	94
菅野・須和田	3,600	2,661	532	320	10	77
八幡	5,779	4,263	517	673	70	256
市川東部	9,676	7,289	1,326	726	31	304
信篤・二俣	3,789	3,260	298	109	38	84
行徳	4,142	2,810	764	358	72	55
南行徳第一	4,828	3,962	532	245	51	38
南行徳第二	3,917	2,835	654	242	2	184
合 計	60,097	41,821	9,263	6,940	439	1,551

○センター別 内容別相談件数（令和5年度）

センター名	介護保険制度 (件)	認知症 (件)	成年後見制度 (件)	虐待等権利擁護 (件)
国府台	806	1,030	73	29
国分	1,291	2,080	166	175
曽谷	667	1,654	54	223
大柏	1,192	3,424	144	139
宮久保・下貝塚	325	701	32	23
市川第一	871	2,484	89	6
市川第二	1,160	2,631	169	177
真間	704	1,455	106	213
菅野・須和田	669	1,027	36	94
八幡	2,158	3,014	300	530
市川東部	1,738	5,074	331	233
信篤・二俣	1,459	2,856	59	655
行徳	996	2,494	62	81
南行徳第一	696	3,083	66	72
南行徳第二	1,066	2,786	49	87
合 計	15,798	35,793	1,736	2,737

○地域における相談ネットワークの構築

内 容	3 年度	4 年度	5 年度
民生委員地区協議会（回）	119	216	214
地域密着型サービス事業者による 運営推進会議（回）	180	199	199
地域ケアシステム関係会議（回）	85	148	172
出張窓口相談（回） ※	40	81	80
定期巡回・随時対応訪問介護看護事業者による介護・医療連携推進会議（回）	12	20	12

※令和5年度出張窓口相談実施センター 国府台、国分、大柏、宮久保・下貝塚、市川第一、市川第二、真間、菅野・須和田、八幡、市川東部、信篤・二俣、南行徳第二

3. 権利擁護事業

成年後見制度の啓発、窓口での相談、申立て支援等を行った。

消費者被害防止について、市川市消費生活センターや警察等の関係機関との連携強化、地域への講座を実施した。

虐待を受けている高齢者本人や虐待をしている養護者、その他虐待を発見した関係者（近隣住民や介護支援専門員、介護保険サービス事業者など）からの通報、相談等の窓口になっている。虐待を受けている高齢者の安全確認及び事実確認を行うとともに、高齢者や虐待をしている養護者に対し、支援を行った。

○相談件数

内 容	3 年度	4 年度	5 年度
成年後見制度（件）	2,488	1,978	1,736
虐待等権利擁護（件）	2,024	1,601	2,737

○他機関とのケース会議（困難事例への対応）

内 容	3 年度	4 年度	5 年度
実施件数（回）	189	154	225

他機関例：居宅介護支援事業所、サービス事業所、医療機関、認知症初期集中支援チーム、社会福祉協議会、市川市生活サポートセンターそら、基幹相談支援センターえくる、中核地域生活支援センターくらっち 他

○高齢者虐待防止ネットワーク会議実績（市主催）

内 容	3 年度	4 年度	5 年度
個別ケース検討会議（回）	1	0	2
実務者会議（回）	1	1	1

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況に応じた適切なケアマネジメントを行うため、介護支援専門員の資質向上を図るとともに、支援困難事例等への指導・助言等後方支援を行った。

(1) 介護支援専門員に対する研修会の実績

介護福祉課主催の介護支援専門員を対象とした研修会に参加し、資質の向上に努めた。また、圏域毎に高齢者サポートセンター主催の介護支援専門員研修を年2回実施している。圏域の研修会には、事業所の主任介護支援専門員に企画・運営等の協力を依頼し、主任介護支援専門員同士のネットワーク構築につとめた。

この他、各高齢者サポートセンターで勉強会や相談会など情報交換の機会を設け、介護支援専門員のネットワーク構築や支援困難事例に対して指導助言を行った。

○市川市介護支援専門員研修実績（市主催）

対象者：介護支援専門員・主任介護支援専門員・高齢者サポートセンター職員

開催日	内容	
R5.6.14	テーマ	権利擁護相談（成年後見制度、てるぼサポート）の対応について
	講師	市川市後見支援センター 山口氏
	出席者	53 名
R5.7.2	テーマ	ケアマネジメントに活かそう！高齢者への薬剤支援における薬剤師と介護支援専門員の連携について
	講師	千葉市薬剤師会副会長 千葉県薬剤師会理事 雑賀 匡史氏
	出席者	64 名
R5.12.14	テーマ	リハビリ専門職との合同研修 認知症本人の意向と自立支援に沿ったケアマネジメント
	講師	世田谷区認知症在宅生活サポートセンター 村島 久美子氏
	出席者	56 名
R6.2.19	テーマ	終末期の方へのケアマネジャーの視点と看取りのケアについて学びケアマネジメントに活かそう
	講師	青い鳥合同会社 相田 里香氏
	出席者	48 名

○介護支援専門員研修会実績（高齢者サポートセンター主催・圏域ごとに開催）

対象者：各圏域の介護支援専門員・主任介護支援専門員

圏域	開催日	内容	
北部	R5.7.25	テーマ	重層的な課題を抱える人へのアプローチ世帯に対してアプローチする際の気づきやアセスメント力を深め、ケアマネジメント力を向上させる
		出席者	27 名
	R6.1.19	テーマ	重層的な課題を抱える世帯に対してのアプローチをする際の気づきやアセスメント力を深め、ケアマネジメント力を向上させる
		出席者	21 名
西部	R5.8.17	テーマ	インフォーマルサービスの活用について考えよう ～地域資源を活用したケアプランの作成とは～
		出席者	24 名
	R6.1.18	テーマ	家族介護者と関係づくりを考える ～発達障害の理解と対応～
		出席者	19 名
東部	R5.10.26	テーマ	成年後見制度について正しい知識を学び、適切なケアマネジメントに活かそう
		出席者	28 名
	R6.3.12	テーマ	インフォーマルサービスの活用について考える（地域資源を活用したケアプラン作成）
		出席者	32 名
南部	R5.9.14	テーマ	『一人ぼっちの方への支援』Part2～入院・入所問題について～
		出席者	51 名
	R6.3.15	テーマ	ビジネスケアラーの事例を通じてケアマネジメントに活かそう ～介護保険改正を踏まえて～
		出席者	57 名

（２）介護支援専門員に対する個別指導および相談実績

介護支援専門員を支援するため、各高齢者サポートセンターが相談窓口となり、関係機関との連絡調整や指導・助言を行った。

○相談件数

	3 年度	4 年度	5 年度
個別指導・相談（件）※	6,124	6,481	5,987

※ 指導困難事例等への指導・助言も含む

5. 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行った。

（１）退院支援相談

退院に向けて患者・利用者または家族の要望を踏まえて医療・介護関係者の連携の調整と支援を行った。

	3 年度	4 年度	5 年度
退院支援相談（件）	515	566	538

（２）在宅医療・介護連携に関する会議及び研修

市が主催する多職種連携をテーマにした研修会に参加し、医療・介護関係者と情報共有を行い連携の促進を図った。

6. 認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症の人やその疑いのある人に対する総合的な支援を行うため、高齢者サポートセンターに認知症地域支援推進員を 15 人配置し、その者を中心として必要な支援を行った。

（１）認知症初期集中支援チームとの連携 ※1

認知症の人や認知症の疑いのある人、その家族の状況、相談内容から、必要と判断した場合には認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の早期発見・対応を実施した。

○高齢者サポートセンターから認知症初期集中支援チームへの依頼件数

	3 年度	4 年度	5 年度
依頼件数（件）	23	25	29

※1 認知症初期集中支援チームとは、認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症（疑い含む）の人やその家族を支援するチーム。医療・保健・福祉の専門職（市職員）と専門医で構成され、地域包括支援課に設置されている。

認知機能の低下による生活の困難などを、本人や家族と一緒に確認のうえ、支援の方向性を検討し、必要に応じて高齢者サポートセンターと連携しながら自立した生活のサポートを行う。支援期間は概ね 6 か月間。

（２）認知症カフェ

認知症の人を介護する家族の介護負担の軽減などのため、認知症の人や介護をする家族が気軽に立ち寄り、相談できるような認知症カフェを開催した。

○認知症カフェ

	3 年度	4 年度	5 年度
開催数（回）	15	14	12
参加人数（人）	145	116	125

7. 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議は、地域の支援者や保健医療及び福祉に関する専門職が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、高齢者が住み慣れた住まいで生活することを目的に実施している。個別ケースの支援内容を検討し、地域支援ネットワークの構築や地域課題の把握を行い、地域づくり等につなげた。

○地域ケア個別会議

	3年度	4 年度	5 年度
開催件数（件）	61	64	61

8. 家族介護支援事業（任意事業）

「家族介護教室」や「介護者相互の交流会」を開催し、要介護者を現に介護する者の支援を行った。テーマとして在宅での介護に関連する排泄等実際の介護の方法や介護保険制度の利用方法の他、高齢者の食事と栄養、住宅改修、施設の選び方等を取り上げた。

○家族介護教室（各センター3 回実施を規定）

	3 年度	4 年度	5 年度
開催数（回）	43	45	45
参加人数（人）	397	506	512

○介護者相互の交流会（各センター 1 回以上の開催を規定）

	3 年度	4 年度	5 年度
開催数（回）	18	20	16
参加人数（人）	80	97	100

9. 指定介護予防支援事業

要支援 1、2 と認定された者に対する介護予防支援を実施した。また、その業務の一部を居宅介護支援事業所に委託して実施した。

○介護予防ケアプラン作成件数

	3 年度	4 年度	5 年度
実施件数（件）	18,268	19,415	19,127
うち委託件数（件）	15,204	16,235	15,941
委託率（％）	83.2	83.6	83.3

○センター別介護予防ケアプラン作成件数（令和 5 年度）

センター名	作成件数（件）	うち委託数（件）	委託率（％）
国府台	455	266	58.46
国分	1,359	1,162	85.50
曽谷	720	631	87.64
大柏	1,975	1,657	83.90
宮久保・下貝塚	1,072	880	82.09
市川第一	767	692	90.22
市川第二	1,905	1,568	82.31
真間	269	238	88.48
菅野・須和田	1,251	1,135	90.73
八幡	1,283	967	75.37
市川東部	2,489	2,135	85.78
信篤・二俣	733	612	83.49
行徳	1,752	1,637	93.44
南行徳第一	1,623	1,351	83.24
南行徳第二	1,474	1,010	68.52
合 計	19,127	15,941	83.34

市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正(案)について(報告)

※地域包括支援センターとは

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、専門職員が健康や介護の相談など様々な面から支援を行う窓口。
市川市では、「市川市高齢者サポートセンター」との愛称で、市内15か所で委託、運営している。

1 センターにおける専門職員

— — — 国の「介護保険法施行規則」を準用し、本条例で規定 — — —

(1) 3職種(社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員)

⇒ 1圏域に3名配置【常勤】

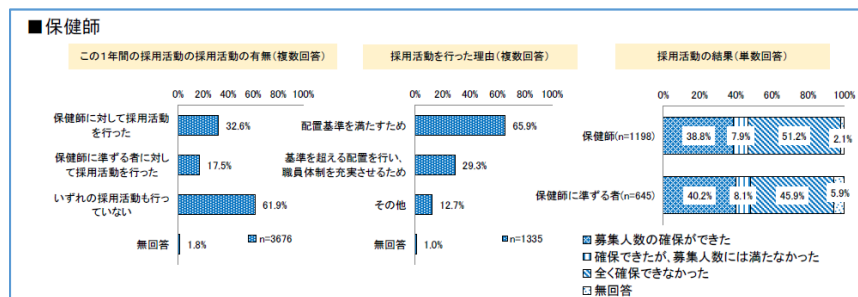
— — — 条例外(委託仕様書)で規定 — — —

(2) 加配職員(3職種、介護福祉士、介護支援専門員、看護師等)

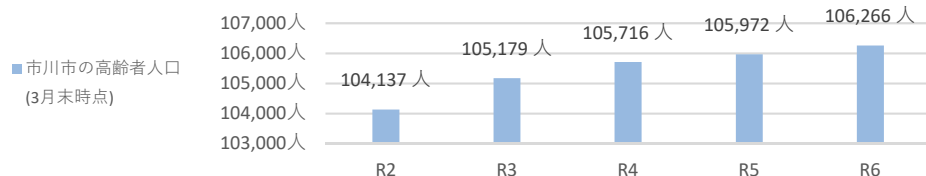
⇒ 各圏域の高齢者人口 6,000人を超え2,000人毎に配置【常勤】

2 課題

(1) 3職種: 全国的にセンター人材の確保が難しい状況である。



(2) 加配職員: 高齢者人口の増加から、必要人数が増えていく見込み



3 介護保険法施行規則の改正

国: 「介護保険法施行規則」の改正(令和6年4月1日)
センターにおける配置職員の柔軟化を盛り込む。

【改正内容】

(1) 常勤換算方法によることを可能とする。

⇒ (例) 1名常勤職員を配置するところ、0.5人区の非常勤職員2名配置

(2) 複数圏域で合算して、3職種を配置することを可能とする。

⇒ (例) 曾谷と宮久保・下貝塚地区で計6名の3職種を配置(曾谷2名 宮久保4名)

【前提】 第一号被保険者の数、センターの運営状況に応じて、
地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合
市川市では、「市川市介護保険地域運営委員会」を指す。



国の省令改正に伴い、条例の一部改正を行う

【令和6年9月議会】

「市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例」
の一部改正を行う予定(資料4-2のとおり)

(新旧対照表)市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正(案)について

現 行	改 正 後
(基本方針) 第 3 条 (略) 2 地域包括支援センターは、市川市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 0 号）第 1 2 条に規定する市川市介護保険地域運営委員会（<u>次条第 2 項</u>において「委員会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。 (職員に係る基準及び職員の員数) 第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数__は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) (略) —	(基本方針) 第 3 条 (略) 2 地域包括支援センターは、市川市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 0 号）第 1 2 条に規定する市川市介護保険地域運営委員会（<u>次条</u>において「委員会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。 (職員に係る基準及び職員の員数) 第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 <u>(委員会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）</u>は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2 <u>前項の規定にかかわらず、委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。</u>

現 行	改 正 後
<u>2</u> 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると委員会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 (略)	<u>3</u> 第 1 項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると委員会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 (略)

第1回市川市地域運営委員会	資料5-1
令和6年8月6日(火)	

令和5年度分
地域包括支援センター運営評価の結果

市川市地域包括支援課
相談支援グループ

実施目的

地域の高齢者とその家族を支援する中核的な役割を担う高齢者サポートセンターについて、人員体制および業務状況を定期的に把握・評価し、その結果を活かしてより良い取組みを推進することを目的とする。

評価期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

根拠法令

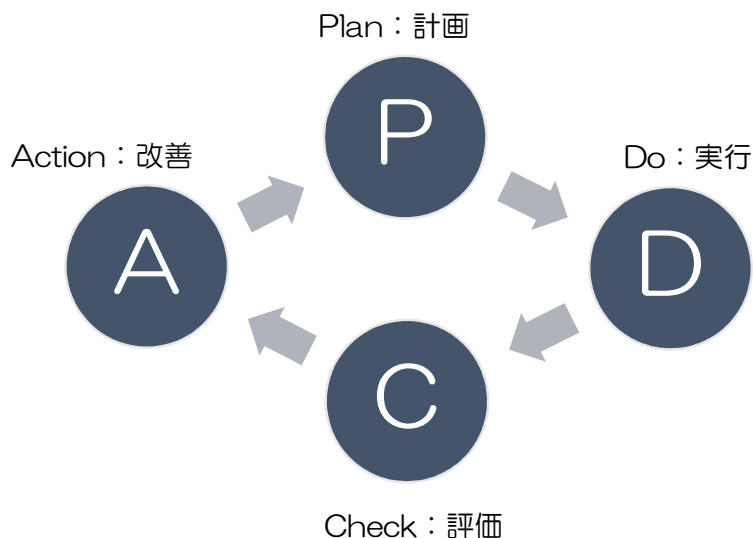
○介護保険法 第115 条の46 第4 項

地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない

○介護保険法 第115 条の46 第9 項

市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない

地域包括支援センターのPDCAサイクル



①「Plan：計画」では、前年度の評価結果分析および対応検討をもとに、市町村が地域包括支援センターの運営方針や支援・指導方針を策定する。また、市町村による地域包括支援センターの運営方針をもとに、評価結果分析や対応検討等を踏まえて、地域包括支援センターが市町村と相談しながら事業計画を策定する。

②「Do：実行」では、事業計画にもとづき、地域包括支援センターにおいて事業を実施する。

③「Check：評価」では、市町村および地域包括支援センターにおいて、事業計画の目標達成状況および未達成理由の分析を行う。その際に、評価指標を活用することで、業務の実施状況や課題等の把握を行うことができる。

④そして、「Action：改善」において実施できていない業務や未達成の目標への対応を検討して、「Plan：計画」につなげる。

このようなサイクルを繰り返すことで、地域包括支援センターの機能強化を図っていく。

評価の実施方法

①自己評価

各センター管理者が「市川市 地域包括支援センター運営評価チェックシート」に沿って、評価項目ごとに3段階（※）の自己評価を行う。

②行政評価

・センターが実施した自己評価をもとに、地域包括支援センターとして求められている事業が実施できているかを評価するとともに、センター間の相互比較の観点も含めて、行政評価（3段階）を行う。
・行政評価は、まず提出された評価結果を点検確認し、担当者にヒアリングを実施した。その他に成果物（報告書、活動実績、チラシ、社会資源マップなど）の作成状況を加味し、行政評価として得点を精査した。行政評価の結果は市川市介護保険地域運営委員会において報告し、ホームページで公表を行う。

○書類審査

「市川市地域包括支援センター運営評価チェックシート」に基づき下記の項目について評価した。

1. 組織・運営体制、個人情報保護、利用者満足向上
2. 総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援
3. 在宅医療・介護連携、認知症高齢者支援、生活支援体制整備
4. その他業務
5. 総評
（高齢者サポートセンターの特徴、主に力を入れて取り組んだこと、課題と今後取り組むこと）

○ヒアリング審査

自己評価を確認するため、具体的な活動内容等を直接職員から聞き取りを行った。

（※）3段階評価指標

1. はい、または仕様書通りの実施状況
2. 1と回答したものうち、より積極的に取り組みを実施し、成果・効果があったもの
0. いいえ、または仕様書に及ばない実施状況

地域包括支援センターの評価指標

◆国の統一指標
◇市の独自指標

I. 事業共通

1-1 組織・運営体制 市町村指標におけるセンターとは、管内の全センターをいう。

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q1	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定していますか。（1つ選択）		・紙面等で策定されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q1-1	【Q1で「1.」または「2.」の場合に回答】 事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映していますか。（1つ選択）	・センターの事業計画を策定するに当たり、市町村とセンターで必要な協議が行われ、センターの事業計画に反映されているかを評価するもの。	・協議の方法等は問わない。 ・協議の記録（協議内容に関する議事メモ等）が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q2	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られていますか。（1つ選択）	・センターの運営方針、支援・指導の内容に関し、運営協議会から意見・指摘を受けた際の対応状況を評価するもの。	・市町村からの支援・指導のあった都度、センターの業務改善が図られている場合、指標の内容を満たすものとする。
◇	Q2-1	【Q2で「1.」または「2.」の場合に回答】 業務改善の内容【課題と改善内容を記入】	※前項と同じ	※前項と同じ
◆	Q3	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回出席していますか。（1つ選択）	・市町村とセンターの連携のための体制が整備され、連携が図られているかを評価するもの。	・原則的に毎回出席していれば、出席を予定していた連絡会合に、虐待対応など緊急対応のため出席できないことがあった場合も、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q4	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定していますか。（1つ選択）		・重点業務を定めた検討の記録（検討に関する会議のメモ等）が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◇	Q4-1	【Q4で「1.」または「2.」の場合に回答】 ニーズを基に実行した取組みの具体例【自由記入】		※前項と同じ
◇	Q5	仕様書に規定している人数について、配置していますか。（1つ選択）	人員配置状況を評価するもの。	・仕様書に規定されている人数が配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◇	Q6	年度途中で職員の変更がなく、利用者等に配慮していますか。（1つ選択）	地域との顔の見える関係、関係機関とのネットワークの構築を評価するもの。	年度途中で移動がない場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q7	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施していますか。（１つ選択）	・職場の状況に左右されず、均一な研修の機会を提供できているかを評価するもの。	・主催者、研修内容・時間数は問わない。
◆	Q8	パンフレットの配布など、センターの周知を行っていますか。（１つ選択）	・住民に広く認知されるための取り組みを行っているかを評価するもの。	・少なくともパンフレットの配布により周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◇	Q8-1	【Q8 で「１．」または「２．」の場合に回答】 作成したパンフレットやチラシの種類	※前項と同じ	※前項と同じ
◇	Q8-2	【Q8 で「１．」または「２．」の場合に回答】 パンフレットやチラシを配布した部数	※前項と同じ	※前項と同じ
◇	Q8-3	【Q8 で「１．」または「２．」の場合に回答】 パンフレットやチラシを配布した方法	※前項と同じ	※前項と同じ

１－２ 個人情報の保護

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q9	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備していますか。（１つ選択）	・個人情報の取扱方針が整備されていることを評価するもの。	・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q10	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知していますか。（１つ選択）	・個人情報漏えい等の事態が発生した場合の対応方法が整備されていることを評価するもの。	・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q11	個人情報の保護に関する責任者（常勤）を配置していますか。（１つ選択）	・個人情報保護に関する責任体制が構築されていることを評価するもの。	・常勤で配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、専従・兼務の別は問わない。
◆	Q12	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っていますか。（１つ選択）	・個人情報の適正な取扱状況を問うもの。	・持出や開示に備え、個人情報の取扱について整理のうえデータまたは書面を整備し、持出・開示時に適正に処理されている場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

1-3 利用者満足の向上

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q13	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録していますか。（1つ選択）	・苦情受付体制と苦情への対応状況を評価するもの。	・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◇	Q13-1	【Q13で「1.」または「2.」の場合に回答】 苦情の件数は何件ですか。（数字記入）	※前項と同じ	※前項と同じ
◇	Q13-2	【Q13で「1.」または「2.」の場合に回答】 苦情の対応を適切に行うことができましたか（1つ選択）	※前項と同じ	※前項と同じ
◇	Q13-3	【Q13で「1.」または「2.」の場合に回答】 苦情の対応後の改善策と実行（自由記載）	※前項と同じ	※前項と同じ
◆	Q14	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられていますか。（1つ選択）	・センターが受けた相談内容を市町村との間で共有する体制を評価するもの。	・報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・介護サービスに関する相談には、介護に関する幅広い相談や苦情も含む。 ・直営の場合は、保険者としての立場からみて、相談窓口としてのセンターとの間で連携がなされているかを評価する。
◆	Q15	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿って、プライバシーが確保される環境を整備していますか。（1つ選択）	・相談対応の際のプライバシーの確保に関する取組を評価するもの。	・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

Ⅱ 個別業務

2-1 総合相談支援業務

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q16	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理していますか。（1つ選択）	・相談に適切に対応するための関係団体との連携状況を評価するもの。	・介護サービス事業者・医療機関・民生委員いずれの情報も管理している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◇	Q16-1	総合相談支援業務の実施において連携したことがある機関名【該当項目にチェック】		
◇	Q17	相談事例の支援方法および方針をセンター内で協議し明記していますか。（1つ選択）	・記録が必要な事例について、整備されている状況を評価するもの。	取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q18	相談事例の終結条件を、市町村と共有していますか。（1つ選択）	・相談事例の適切な進捗管理のため、住民等からの相談を終結する目安の設定状況を評価する。	・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q19	相談事例の分類方法を、市町村と共有していますか。（1つ選択）	・相談内容の分析状況を評価するもの。	・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。 ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q20	前年度1年間の相談件数を市町村に報告していますか。（1つ選択）	・相談件数の把握状況を評価するもの。	
◇	Q20-1	前年度1年間の相談件数は何件ですか。（数字記入）	※前項と同じ	
◇	Q20-2	【Q19-1で相談件数が1件以上の場合のみ】 うち、権利擁護に関する相談件数は何件ですか。（数字記入）	※前項と同じ	
◆	Q21	前年度1年間に、相談事例解決のために市町村へ支援を要請し、その要請に対し市町村から支援がありましたか。（1つ選択）	・相談事例解決のための市町村とセンターの連携体制の構築とその対応状況を評価するもの。	・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対処について、日頃から連携体制を構築している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・対応実績があった場合のみ、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q22	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめていますか。（1つ選択）	・介護離職防止の観点を含めた、家族介護者への相談対応の状況を評価するもの。	・相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。
◆	Q23	介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行っていますか。 あてはまるものに「1」を入力してください。（いくつでも選択）ただし、「4.」を選択する場合は1つだけ選択してください。		

2-2 権利擁護

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q24	成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準が、市町村から共有されていますか。（1つ選択）	・適切な成年後見制度の活用を促すため取組状況を評価するもの。	・データまたは紙面で共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q25	前年度1年間において、成年後見制度の市町村長申立て及び本人・親族申立ての支援を行った事例は何件ですか。（実数）（数字記入）		
◇	Q26	必要に応じて後見相談担当室と連携を行っていますか。（1つ選択）		
◆	Q27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有していますか。（1つ選択）	・虐待事例または虐待が疑われる事例への円滑な対応体制の整備状況を評価するもの。	・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討していますか。（1つ選択）	※前項と同じ	・前年度に実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q29	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応していますか。（1つ選択）	・高齢者の消費者被害等に対する対応状況を評価するもの。	・相談内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q30	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っていますか。（1つ選択）	※前項と同じ	・少なくとも民生委員に対し情報提供し、取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◇	Q31	地域住民や関係機関への権利擁護事業に関する啓発活動を行っていますか。（1つ選択）		・権利擁護事業（成年後見制度、高齢者虐待予防、消費者被害防止等）に関する啓発活動について行っていれば指標の内容を満たすものとして取り扱う。
◇	Q31-1	【Q29で「1.」または「2.」の場合に回答】 啓発活動の内容について記入してください。（自由記載）		※前項と同じ

2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q32	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等）を把握していますか。（1つ選択）	・圏域内の居宅介護支援専門員に関するデータの把握状況を評価するもの。	・把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q33	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示していますか。（1つ選択）	・市町村とセンターの連携による、計画的な介護支援専門員向け研修計画の策定状況を評価するもの。	・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q34	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催していますか。（1つ選択）	・市町村とセンターが介護支援専門員のニーズを共有しているか評価するもの。	・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◇	Q34-1	年度で実施した「地域の介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会の内容を記入してください。【日程・内容・講師を記入】		
◆	Q35	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けていますか。（1つ選択）	・介護支援専門員のニーズに基づく、介護支援専門員と医療機関等の関係者との連携を推進する場の設定状況を評価するもの。	・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。
◆	Q36	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催していますか。（1つ選択）	・圏域内の居宅介護支援専門員が円滑に業務を行えるよう、環境整備の取り組み状況を評価するもの。	
◇	Q36-1	年度で実施した「地域の住民を対象にした講座の内容を記入してください。【日程・内容・講師を記入】	※前項と同じ	
◆	Q37	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握していますか。（1つ選択）	・介護支援専門員からの相談内容の整理状況を評価するもの。	・相談内容の「整理・分類」と「経年的件数把握」を行っている場合（市町村においては全センターで行っている場合）に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、経年的とは概ね3年程度とする。

2-4 地域ケア会議

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q 38	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知していますか。（1つ選択）	・地域ケア会議の運営方法や連携方針を策定し、センターと共有されていることを評価するもの。	・センター職員・会議参加者・地域の関係機関のいずれにもデータまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q 39	センターの主催の地域ケア会議において、個別事例について検討していますか。（1つ選択）	・個別ケースを検討する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	
◆	Q 39-1	【Q38で「1.」または「2.」の場合に回答】 個別事例について検討する地域ケア会議の開催回数は何回でしたか。（数字記入）	※前項と同じ	
◆	Q 39-2	【Q38で「1.」または「2.」の場合に回答】 地域ケア会議で検討した個別ケースの実件数は何件ですか。 （実数）（数字記入）	※前項と同じ	
◆	Q 40	センター主催の地域ケア会議において、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域課題に関して検討していますか。（1つ選択）	・個別ケースの積み重ねから共通する地域課題を発見する 地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	
◇	Q 40-1	開催した地域ケア会議の今後の課題とその対応について【自由記入】	※前項と同じ	
◆	Q 41	センターの主催により、地域づくり・資源開発もしくは政策の形成の機能を持つ、地域課題を検討する地域ケア会議を開催していますか。（1つ選択）		
◆	Q 41-1	【Q40で「1.」または「2.」の場合に回答】 地域課題を検討する地域ケア会議の開催回数は何回でしたか。（数字記入）		

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q42	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じていますか。（1つ選択）	・地域ケア会議における、多職種連携による個別事例の検討、対応策の実施を評価するもの。	・地域ケア会議として位置づけられているものが対象 ・多職種から受けた助言等を生かし対応策を講じることとし、対応策とは具体的には以下のものをいう ・課題の明確化 ・長期・短期目標の確認 ・優先順位の確認 ・支援や対応及び支援者や対応者の確認 ・モニタリング方法の決定 等 ※1 確認とは見直しも含む。 ※2 「多職種」には、民生委員や自治会の役員等、医療・福祉専門職以外を含む。 ・なお、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行う地域ケア会議の運営にあたっては、「介護予防活動普及展開事業 市町村向け手引き」（平成29年3月厚生労働省老健局老人保健課）等を参照すること。
◆	Q43	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応していますか。（1つ選択）	・個人情報の取扱について、方針を定め、それに基づき対応していることを評価するもの。	・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q44	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしていますか。（1つ選択）	・会議の場で検討するだけでなく、その後の経過をモニタリングする仕組みを評価するもの。	・モニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされた事例の全てにおいて実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q45	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告していますか。（1つ選択）	・センターが主催した地域ケア会議の検討事項をまとめたものを、市町村とセンターで共有されていることを評価するもの。	・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

2-5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q46	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知していますか。（1つ選択）	・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントが行われるよう、市町村としての方針を定めセンターと共有していることを評価するもの。	・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）及び多職種の視点（地域ケア会議等）の活用について全て記載され、共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q47	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがありますか。（1つ選択）	・多様な地域の社会資源に関する情報提供の状況进行评估するもの。	・ケアプラン作成において地域の社会資源を位置づけたことがある場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q48	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用していますか。（1つ選択）	・セルフマネジメント推進のための取組状況を評価するもの。	・介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され、それを活用している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q49	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されていますか。（1つ選択）	・ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託実施する際の方針が明示されていることを評価するもの。	・委託の有無にかかわらず、指針を作成し、紙面またはデータで共有されていることを評価の対象とする。
◇	Q49-1	ケアマネジメント業務の委託先選定時に公平性・中立性を担保するために行っている具体的方法【自由記載】	※前項と同じ	
◆	Q50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進捗管理を行っていますか。（1つ選択）	・ケアマネジメントを委託した場合においても、センターの三職種等が適切に関与し、必要な支援を実施できているかを評価するもの。	・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

Ⅲ. 事業連携

３－１ 在宅医療・介護連携

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q51	医療関係者と合同の事例検討会に参加していますか。（１つ選択）	・センターの活動支援に資する取組として、医療と介護の連携に資する取組を評価するもの。	・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
◆	Q52	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加していますか。（１つ選択）	※前項と同じ	※前項と同じ
◆	Q53	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っていますか。（１つ選択）	※前項と同じ	

３－２ 認知症高齢者支援

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q54	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っていますか。（１つ選択）	・認知症の総合的支援に従事する関係者との連携状況を評価するもの。	・認知症初期集中支援事業の訪問支援対象者の情報（事例の経過や支援結果など）について、センターから認知症初期集中支援チーム員に情報提供した事例のほか、チーム員が直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◇	Q55	民間団体の実施している認知症カフェ等、認知症の人を支えるつながりを支援していますか。	・認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりへの取組み状況を評価するもの。	・民間の事業所やボランティア団体等による認知症カフェに関する情報収集、相談対応、周知や当日の運営協力のほか、市からの委託による実施の際に民間事業所への移行を視野に入れながら、連携している場合に、内容を満たしているものとして取り扱う。
◇	Q56	認知症の早期発見・早期支援につながるよう、関係機関との連携に努めていますか。	・認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりへの取組み状況を評価するもの。	・担当地域内の医療機関、介護事業所、民生委員、小売店、金融機関、郵便局等からの情報提供を依頼したり、情報提供を受けて連携した場合に、内容を満たしているものとして扱う。

３－３ 生活支援体制整備

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q57	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしていますか。（１つ選択）	・生活支援体制整備事業との連携状況を評価するもの。	・生活支援コーディネーター及び協議体いずれとも協議している場合に、指標 内容を満たしているものとして取り扱う。

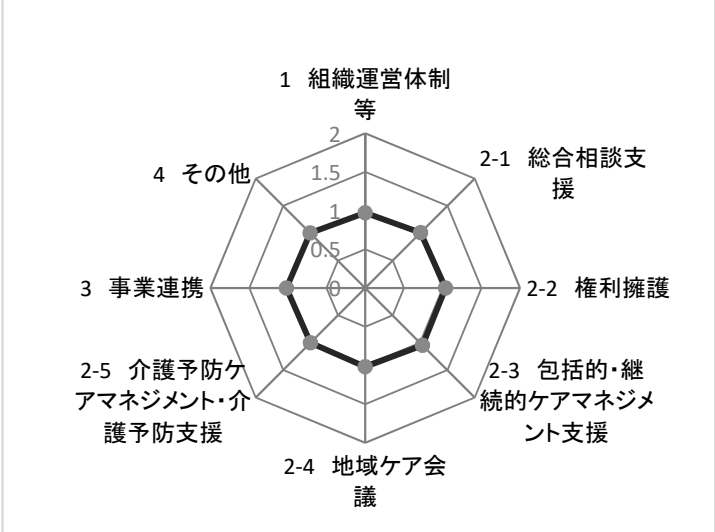
4. その他の業務（市独自指標）

4-1 その他の業務

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◇	Q58	認知症に関する広報・啓発活動や徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用をしていますか。（1つ選択）	仕様書に規定されている業務について何うもの。	取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◇	Q59	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、家族介護教室や介護者相互の交流会を行っていますか。（1つ選択）	※前項と同じ	※前項と同じ
◇	Q60	配食サービス利用者の心身の状況、その他置かれた環境等の把握及び配食の必要性について調査するためのアセスメントを行っていますか。（1つ選択）	※前項と同じ	※前項と同じ
◇	Q61	要介護高齢者等からの要望に応じ、要介護認定等の申請、その他保健福祉サービスの利用申請の代行を行っていますか。（1つ選択）	※前項と同じ	※前項と同じ
◇	Q62	手すりの取り付けその他の住宅改修に関する相談対応、助言を行っていますか。（1つ選択）	※前項と同じ	※前項と同じ
◇	Q63	委託者が作成するパンフレット「市川市生活おたすけ情報」のインフォーマルサービスに関して、担当区内の情報収集・確認に協力していますか。（1つ選択）	※前項と同じ	※前項と同じ
◇	Q64	あんしん電話が設置されている世帯の状況等の実態を把握し、必要に応じて見守りを行っていますか。（1つ選択）	※前項と同じ	※前項と同じ
◇	Q65	災害時の一時避難や避難予定場所等を把握していますか。（1つ選択）	※前項と同じ	※前項と同じ
◇	Q66	安否確認が必要な場合は、速やかに訪問し、必要に応じて見守りを行っていますか。（1つ選択）	※前項と同じ	※前項と同じ
◇	Q67	「みんなで体操」等の介護予防的視点で、自立した日常生活の支援に必要な連携及び啓発等を行っていますか。（1つ選択）	※前項と同じ	※前項と同じ
◇	Q68	全ての講座等を実施する際に、目的や実施しての効果等を報告していますか。（1つ選択）	※前項と同じ	※前項と同じ

令和5年度地域包括支援センター運営評価結果一覧

図：高齢者サポートセンター15ヶ所の取組状況（令和5年度） 行政評価



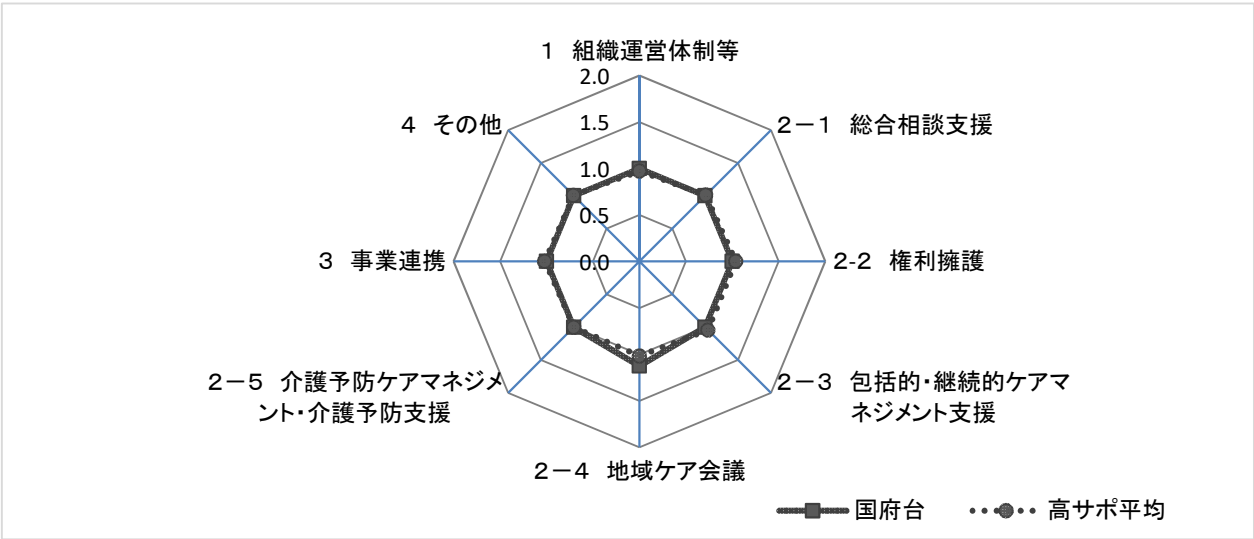
高齢者サポートセンター平均	
1 組織運営体制等	1.0
2-1 総合相談支援	1.0
2-2 権利擁護	1.0
2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	1.0
2-4 地域ケア会議	1.0
2-5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1.0
3 事業連携	1.0
4 その他	1.0

	国府台	国分	曾谷	大柏	宮久保・下貝塚	市川第一	市川第二	真間
1 組織運営体制等	1.0	1.0	1.0	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9
2-1 総合相談支援	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
2-2 権利擁護	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	1.0	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
2-4 地域ケア会議	1.1	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0
2-5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
3 事業連携	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0
4 その他	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

	菅野・須和田	八幡	市川東部	信篤・二俣	行徳	南行徳第一	南行徳第二	平均
1 組織運営体制等	0.9	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0	0.9	1.0
2-1 総合相談支援	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
2-2 権利擁護	1.1	1.0	1.1	1.0	1.1	1.1	1.0	1.0
2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	1.0	1.2	1.0	1.2	1.2	1.0	1.0	1.0
2-4 地域ケア会議	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
2-5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
3 事業連携	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0
4 その他	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

令和5年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価

図: 高齢者サポートセンター国府台の取組状況 行政評価



	国府台	高サポ平均
1 組織運営体制等	1.0	1.0
2-1 総合相談支援	1.0	1.0
2-2 権利擁護	1.0	1.0
2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	1.0	1.0
2-4 地域ケア会議	1.1	1.0
2-5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1.0	1.0
3 事業連携	1.0	1.0
4 その他	1.0	1.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

○エリア一帯が台地にあり、大きな公園や江戸川沿いなど自然豊かな地区で一戸建てが多く、アパート・マンションは少ない。

○バスの便がよいため買い物は市川駅に出る住民も多いが、地元の商店は配達などの対応もある。生活道路に坂道が多く歩行不良になると外出困難になりやすい。

○町会会館での出張相談会や全地域掲示板へのセンターたより掲示などの協力体制があり、町会を始め自治会とセンターの連携が取れている。

○エリア南端にある県営住宅は独居高齢者が多く孤独死もある。交流の場として昨年からのぼサロンが始まった。

2. 主に力を入れて組んだこと

○重点課題として挙げたアパート住まいの高齢者の相談が、大家や不動産、関係機関(市川市生活サポートセンター・そら等)から増えたことで連携体制ができ、実態把握に繋がった。
○県営団地への対応として、てるぼサロン立ち上げのために説明会や地域ケア会議を開催、社会福祉協議会につなげる支援をした。相談会やカフェなどでセンター周知を、地域ケア会議で自治会との連携を図った。
○居宅介護支援事業所との連携強化はたよりやセンター企画の教室等の案内文を、メールで送り、交流会での参加協力や新規居宅に予防プランの依頼協力が得られた。
○認知症の理解や支援協力を目的に、地域ケア会議にできるだけ地域の方の出席依頼をしている。会議内で認知症の方のゴミ出し支援につなげることができた。
○事務所内のレイアウト変更とパーテーションで個人情報保護に配慮した環境を作った。

3. 課題と今後取り組むこと

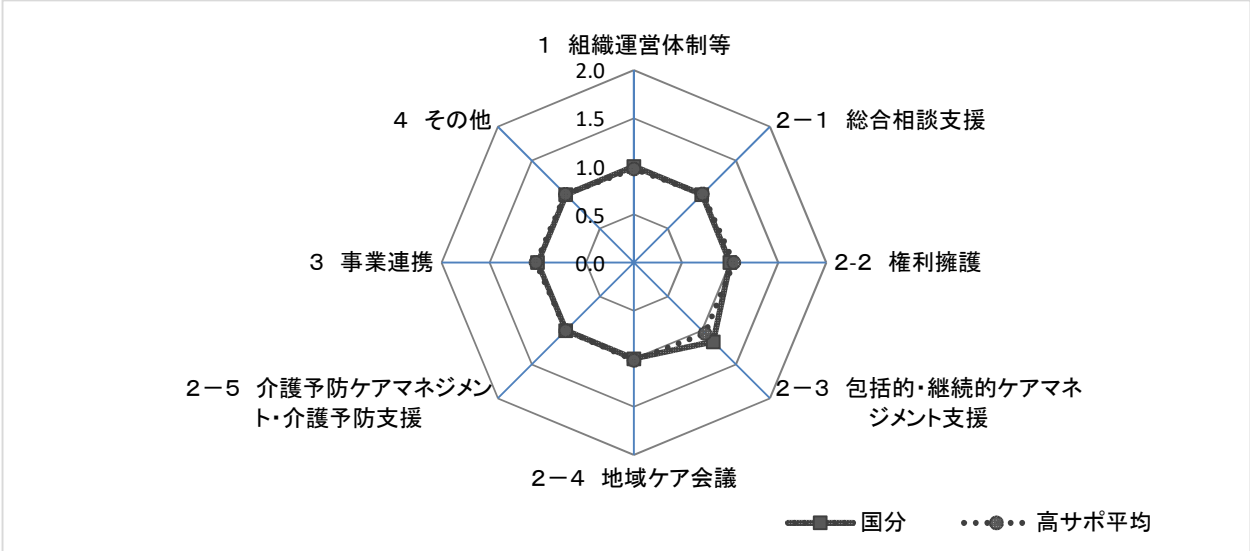
○認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーター業務への協力、社会福祉協議会との連携強化・担当職員が地域に出向き周知活動がしやすいように、センターと協力体制ができている機関や商店などにつながるよう協力していく。
再開した地域の会議が地域課題を話し合える場になるように社会福祉協議会に協力する。(地域ケア会議の報告や相談ケースから提案)
○重点地区への取り組み
・相談の少ない地区に対して、たよりの配布を行い啓発をすすめる。実態把握につなげるために民生委員児童委員と連携を取る。
○地域ケア会議
・地域課題を話し合う場として、近隣住民や町会役員、担当地区以外の民生委員児童委員の参加を促していく。
○複合的な生活課題を持つケースの増加に対して、関係機関と連携する力をつけるよう所内で勉強会を開いたり、研修、会議に参加する。

4. 講評及び今後期待すること

地域住民や自治会などとの日頃からの連携により、県営住宅でのてるぼサロンの立ち上げにつながり、地域の協力体制を着実に構築されています。また、不動産などの民間業者やそらなどの関係機関との連携体制も今後のケース対応を含めつながっていくことだと思いますので、引き続き関係づくりを行っていただきます。

令和5年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価

図：高齢者サポートセンター国分の取組状況 行政評価



	国分	高サポ平均
1 組織運営体制等	1.0	1.0
2－1 総合相談支援	1.0	1.0
2-2 権利擁護	1.0	1.0
2－3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	1.2	1.0
2－4 地域ケア会議	1.0	1.0
2－5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1.0	1.0
3 事業連携	1.0	1.0
4 その他	1.0	1.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 高低差がある。
- 駅、バス停、商業施設（スーパーや買物ができるところ）が少ないため買物に行く手段や支援が必要。移動に関する課題がある。
- 川に挟まれた地域は、水害の心配がある。
- 堀之内以外は、市内平均よりも高齢化率が高い。
- 認知症等の理由からお金があっても適切に使えなくなり支援を必要とする人がいる。
- 外環、国道298号ができたことで分断・変化が生じている。
- 新築への切り替わりにより高齢化率は横ばい。
- 地域全体の高齢化、自治会等はじめ地域活動の担い手の高齢化が課題。

2. 主に力を入れて組んだこと

○センター周知

出張相談窓口をコンビニエンスストア4回、稲越自治会館1回、自治会の協力を得てチラシの回覧と掲示してもらった。

○独自企画:学び舎セブン

繰り返し(9~12月)集まることで、センター周知とフレイル予防、自立した生活を送れるよう行動変容、効果測定を行う目的で学び舎を開催。今後、自治会館を使った集まる機会を持ってもらえるような働きかけをしたい。

○ネットワーク構築について

地域の会議や運営推進会議、病院でのカンファレンスに参加し、自治会、民生委員児童委員、介護支援専門員、医療関係者等との連携を積み重ねている。

総合相談の中からネットワーク構築をすすめ、国分地域交流会では民生委員児童委員と介護支援専門員に集まってもらった。

地域ケア会議をいちわかプログラム終了者のケースで初めて開催した。

地域内での集いカフェ開催支援と地域の関係者へのつなぎ支援を行った。

社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー、認知症地域支援推進員との連携の場を設けた。

認知症地域支援推進員への情報提供、社会資源との結び付けを求める利用者への紹介とつなぎを意識して行えた。

○相談の特徴

食事・買い物支援、金銭管理、そのための制度へのつなぎを行い、時間がかかる対応が多かった。虐待の対応も多かった。

住宅改修の作成件数が増加、登録事業者以外の利用も多い。

いちわかプログラムにはコンスタントにつながっている。

退院時の暫定での介護支援専門員探しが多かった。

警察からの保護情報が多かった。

○その他

介護離職の勉強会をセンター内で実施。

3. 課題と今後取り組むこと

○課題

・センターが相談先であることを知らない住民も多く、入院や筋力低下、困りごとが出てから初めてセンターを知るという相談者も多い。自立支援や重症化予防等の観点からも、今後も地域に向けてセンターの周知が必要。

・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けたり、住民が自らの課題を地域のなかで解決していくためにも、センターが地域包括ケアシステムのネットワークを構築していくとともに、地域との連携強化することが必要

・声かけのあった地区や地域ケア会議を開催した地区で働きかけをしているが偏りが生じており、それぞれの地域での住民、関係者との顔の見える関係づくりが必要。

○今後取り組むこと

・開催場所を分散し、周知等を通じて、それぞれの地域での住民、関係者との顔の見える関係づくりをさらに強化していく。

・民生委員児童委員と介護支援専門員が連携を深めるために、介護支援専門員と地域の人と関係機関等の交流会を開催する。民生委員児童委員の参加を拡げていく。

・ボランティアや地域活動に関心のある人や協力者を認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターと連携しながら見つけていく。

・センターの業務と認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターとの連携を勧めるため、お互いの役割や業務内容への理解を深める。

4. 講評及び今後期待すること

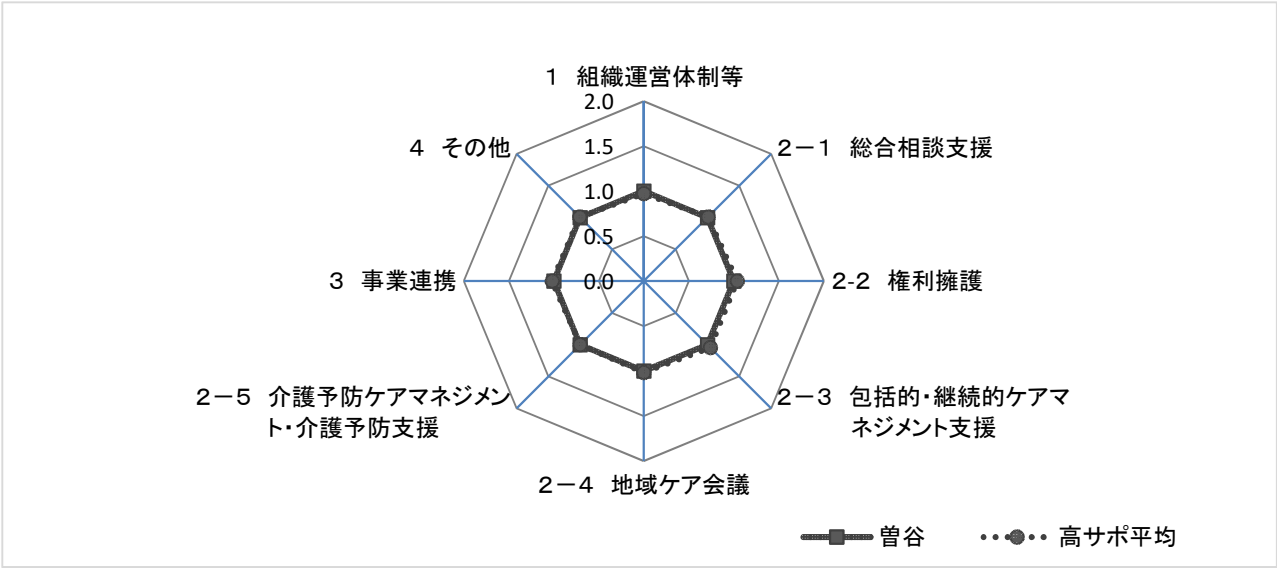
センター周知のための出張相談窓口の開催やパンフレット配布、また各関係機関との連携強化のための会議等への参加、介護予防などの講座開催など、ネットワーク構築に向けた地域への取り組みが積極的に行われております。

また、国分地域の特性上、障害者家族が多い地域でもあることから、複合的な課題を抱えた事例の支援を通じて障害関係機関との連携構築に向けた取り組みにも努めていただければと思います。

今後も、より多くの住民にセンターを知ってもらえるような周知活動や、交流会、研修会などを通じて住民および各関係機関と顔の見える関係づくりを行ってください。

令和5年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価

図: 高齢者サポートセンター曾谷の取組状況 行政評価



	曾谷	高サポ平均
1 組織運営体制等	1.0	1.0
2-1 総合相談支援	1.0	1.0
2-2 権利擁護	1.0	1.0
2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	1.0	1.0
2-4 地域ケア会議	1.0	1.0
2-5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1.0	1.0
3 事業連携	1.0	1.0
4 その他	1.0	1.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 市川市内でも高齢化率が高く、独居高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者は多い。また、地域や家族から孤立する高齢者も多い。
- 中～大規模の商業施設や大規模マンションなどがなく、市内他地域と比べると地域住民同士の繋がりがあがる。
- コンビニエンスストアや地域の支援者、曾谷小学校、介護施設など支援者同士の繋がりがあがり、連携できる社会資源がある。
- 曾谷地区は川が近く崖なども多く、風水害の影響を受ける可能性が高い。

2. 主に力を入れて組んだこと

○認知症地域支援推進員と連携し、地域の支援者やコンビニエンスストア、曾谷小学校と顔の見える関係づくりを継続して行った。その関係機関から地域の認知症高齢者や独居高齢者の実態把握に努め、地域での役割りや居場所作りの定期開催を行った。

○地域や家族から孤立している高齢者、重層的課題を抱える家族などの早期発見や介入に務め、市川市よりそい支援事業を活用し継続的支援に繋げる事ができた。

○独居高齢者の把握として、あんしん電話利用者に対して6ヶ月に1回電話での安否確認を行った。

○センター職員間で曾谷地区のハザードマップや避難場所、福祉避難場所などの確認や災害研修や訓練、災害時の持ち出し簿の定期的な見直しを繰り返し行った。

3. 課題と今後取り組むこと

○高齢化率が高い曾谷地区は認知症関連や重層的課題を抱える世帯の相談が増えている反面、地域住民が認知症や精神疾患について十分な理解がない事が課題。今後の取り組みとして、地域ケア会議や依頼講座を通じて「認知症や重層的課題を抱える家族でも地域で支えあいながら生活できる曾谷」を目指し、地域住民に認知症や精神疾患の理解を促していく。また、高齢者の地域での役割りや居場所の定着や新規開発に向け、地域の支援者を援助していく。

○地域や家族から孤立する高齢者が多い事も課題。今後の取り組みとして、介護支援専門員に繋がっていない「緊急通報装置など」の利用者をリストアップし、6か月に1回状況把握を行っていく。

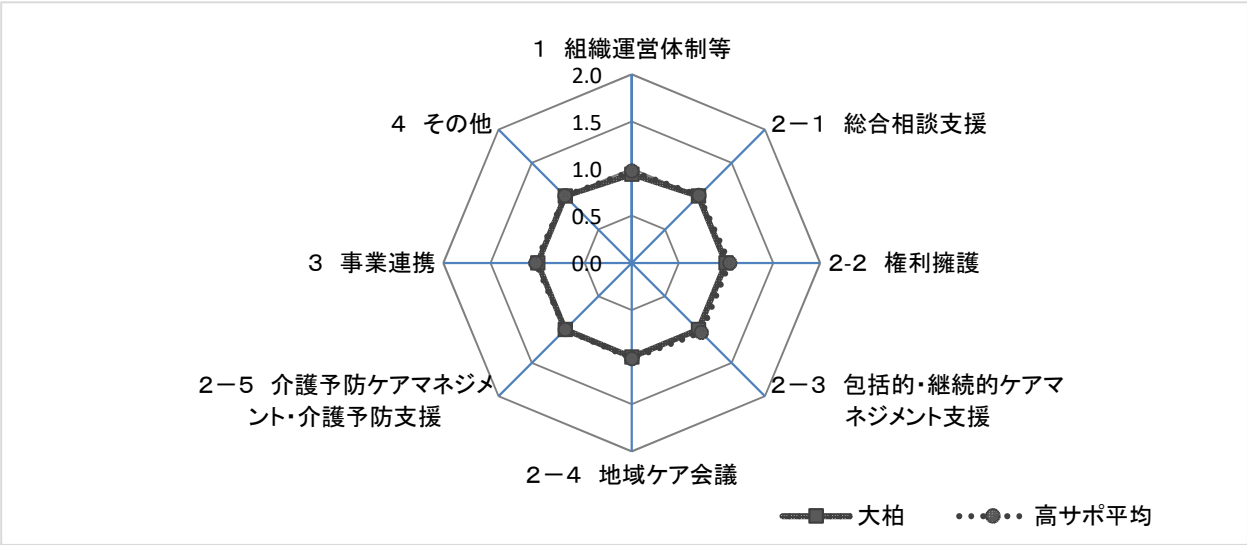
○災害の影響を受ける高齢者が多い可能性がある事が課題。災害時に備えて災害時持ち出し簿の更新を毎月行い、災害時にセンター職員が的確に行動できるよう、定例会の災害研修や訓練を継続して行っていく。

4. 講評及び今後期待すること

地域の小学校やコンビニエンスストアとの連携し、高齢者の役割りや居場所づくりにつなげることができたことは評価すべき点だと思います。引き続き、地域とのつながりや周知活動を通じて、相談につながりにくい高齢者の実態把握に努めていただきたいと思います。

令和5年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価

図：高齢者サポートセンター大柏の取組状況 行政評価



	大柏	高サポ平均
1 組織運営体制等	0.9	1.0
2-1 総合相談支援	1.0	1.0
2-2 権利擁護	1.0	1.0
2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	1.0	1.0
2-4 地域ケア会議	1.0	1.0
2-5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1.0	1.0
3 事業連携	1.0	1.0
4 その他	1.0	1.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

○市役所の出張所が圏域内にあることから、センターで唯一二つの相談窓口を設けている。

○市川市の高齢化率が21.5%に対し、大柏圏域は28.2%（令和5年3月31日現在）と高い。特に市営大町団地のある大町地区は高齢化率43.5%と市内で最も高い高齢化率である。また、南大野、奉免町も高齢化率30%を超えている。

○担当地域面積が広域にわたり、農地、宅地、集合住宅（県営・市営舎）などが混在している地域である。JR武蔵野線が南北に走り、市川大野駅周辺はバスの便もあり、商店街や金融機関もあるが、柏井町、奉免町、大町等の一部では近隣にスーパー等がなく日常の買物に不便な地域があり、一部で移動販売が行われている。

○南大野周辺では自治会やマンション組合による活動が盛んであるが、一方で認知症の独居高齢者が地域で孤立しやすい状況もある。社会資源も少なく、大町地区は住民主体の活動も他地区に比べて少ない。

○大柏圏域は松戸市、鎌ヶ谷市、船橋市とも隣接しているため、生活圏が市外にある住民も多い。また、特別養護老人ホーム等の入所系施設は多いが、訪問介護事業所は少なく、市外の居宅介護支援事業所への依頼や介護サービス事業所と接する機会も多い。

2. 主に力を入れて組んだこと

○社会資源の開発のため、社会福祉協議会、コミュニティーソーシャルワーカーとセンター職員との合同ランチョンミーティングを実施し、ニーズや課題の共有化と連携強化を図った。
○複合化する相談に対応するため、3職種による検討の機会を増やし、適切な機関、制度につなぎ、他機関とも協働しつつ支援活動を行った。
○下期において、職員の質の向上のため、専門分野以外を含めた外部研修や会議の参加と同行訪問によるOJTを積極的に行った。
○認知症に関する相談では、個別課題だけではなく、地域づくり、地域課題の視点を踏まえつつ支援活動を行った。

3. 課題と今後取り組むこと

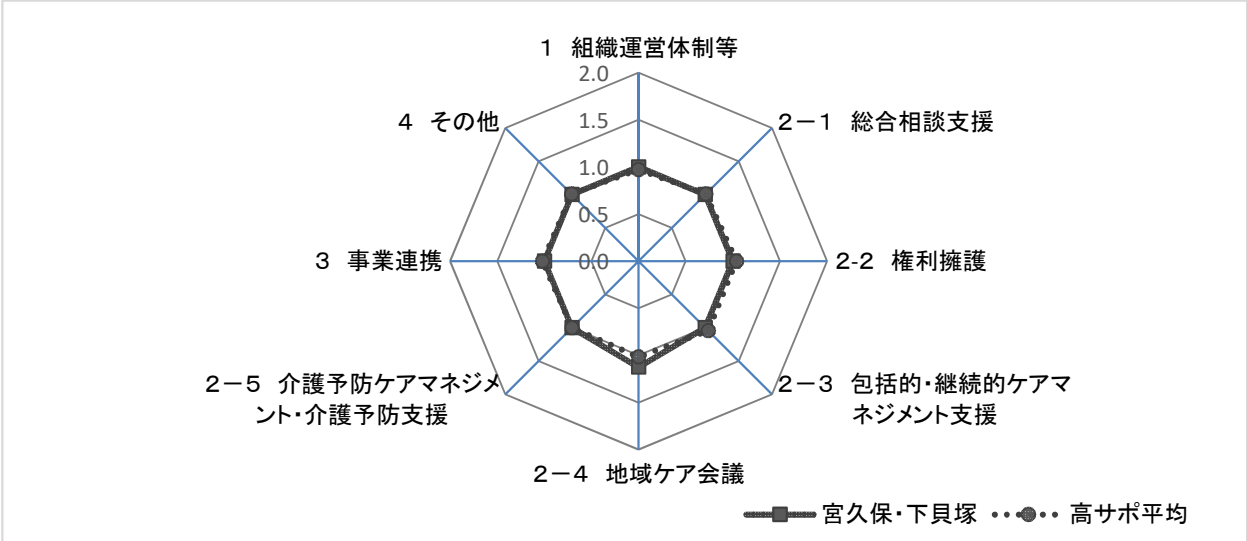
○大町団地は高齢化率が突出しているなかで、社会資源が乏しく、住民主体の活動も低調であるため、新たなイベント等の開催などを通じて、大町地域との顔の見える関係性作りに取り組む。
○社会資源作りや地域課題の早期解決に向け、認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーター、コミュニティーソーシャルワーカー、地域ケアシステムシステム相談員との連携をより一層深める。
○増加する複合的課題のあるケースに対応するため、他機関を良く知り、積極的に連携し、協働しながら支援を実施する。
○センター業務の経験年数が少ない職員が多いため、今後も職員のスキルアップ、平準化に取り組み、センター全体のスキルアップに取り組む。
○認知症地域支援推進員（生活支援コーディネーター含）と連携した、センターの周知活動の実施。

4. 講評及び今後期待すること

地域の特性上、公営団地が多く、複合的な課題が多い地域かと思います。また高齢化率が高い大町地区に至っては、イベントなどへの参加者も少なく、地域連携に向けた対応・対策に苦慮されているかと思うので、今後も、新たな社会資源作りおよび課題解決に向け、各関係機関との連携、および顔の見える関係づくりを深めていってください。

令和5年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価

図：高齢者サポートセンター宮久保・下貝塚の取組状況 行政評価



	宮久保・下貝塚	高サポ平均
1 組織運営体制等	1.0	1.0
2-1 総合相談支援	1.0	1.0
2-2 権利擁護	1.0	1.0
2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	1.0	1.0
2-4 地域ケア会議	1.1	1.0
2-5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1.0	1.0
3 事業連携	1.0	1.0
4 その他	1.0	1.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 古くからの梨農家が多く戸建てが多い。特に下貝塚は急な坂が多い地形になっており、坂下の住民は坂が登れなくなると買い物不便となる。
- 地区内に公民館がない。いきいきセンター宮久保は急な坂の上にあるためサークル活動・高齢者クラブを利用できる住民は身体機能が保てている方に限る。
- 地区社会福祉協議会相談員・福祉委員・民生委員児童委員・自治会等は意欲的な方が多くネットワークも多い。
- 個別支援は地域から相談があがりやすく地域の見守りにも繋げやすい。その反面、地域の支援者も高齢化しており地域の助け合いが老々支援になっている。
- 住民主体の活動への負担感が強く新たなボランティア組織を含めた地域活動が立ち上がりにくい。

2. 主に力を入れて組んだこと

○総合相談:認知症で独居・重層的ケース・成年後見制度申し立てのケースが増えた。関係機関と随時カンファレンスを行い支援方針の決定・役割分担・行政への報告を行った。
○生活支援体制整備事業・生活支援コーディネーター業務:下貝塚地区の地域課題(買い物不便)に対し地域の意思決定支援を行った。その結果令和6年5月13日開始が決定した。支援対象の選定が重要であることがわかった。また寄り合い処体操の立ち上げ支援と継続支援を認知症地域支援推進員と共に行った。

3. 課題と今後取り組むこと

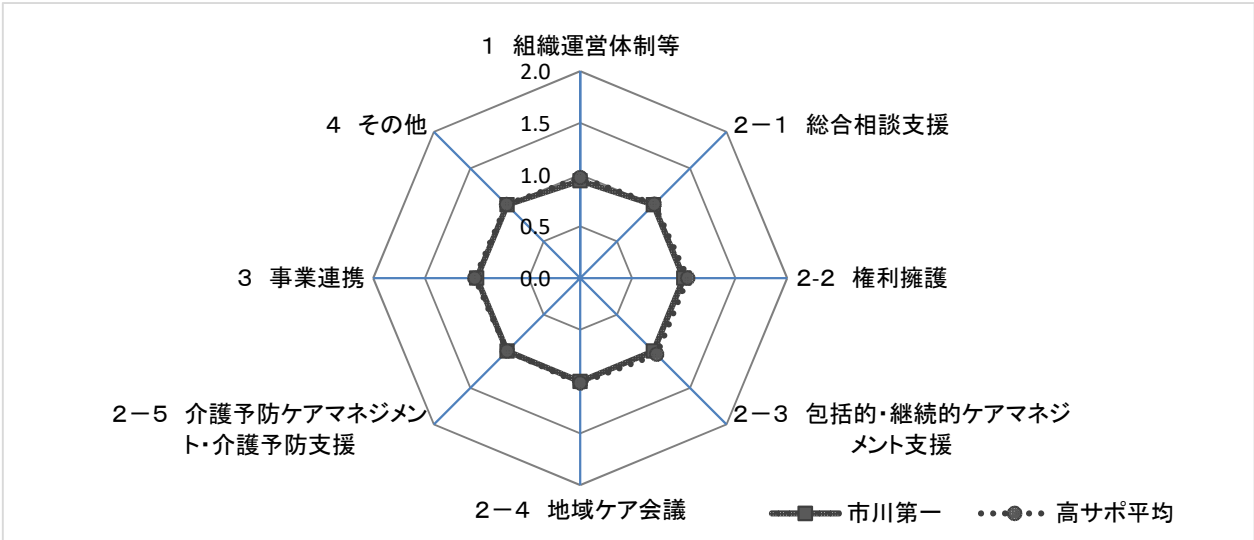
○課題
・予防プランの委託先の選定に時間を要している。
・地域住民に社会参加のニーズはあるが地域により集いの場・介護予防の場に偏りがある。
○今後取り組むこと
・総合相談・包括的支援事業:重層的ケースを支援するために今後も関係機関と支援方針を検討し役割分担を行う。
・生活支援体制整備事業:生活支援コーディネーターと連携し地域活動の立ち上げを支援する。(目標値1)

4. 講評及び今後期待すること

宮久保地区ではチラシを自治会で全戸配布してもらっているなど、各関係機関が意欲的でネットワークが多いのもセンターが積極的に活動を行っているからと考えます。その中で、新たな若い世代とのネットワークづくりや集いの場の確保などの課題はあるかとは思いますが、今後は生活支援コーディネーターとも連携しながら、意欲的な関係機関づくりを継続してください。

令和5年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価

図：高齢者サポートセンター市川第一の取組状況 行政評価



	市川第一	高サポ平均
1 組織運営体制等	0.9	1.0
2-1 総合相談支援	1.0	1.0
2-2 権利擁護	1.0	1.0
2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	1.0	1.0
2-4 地域ケア会議	1.0	1.0
2-5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1.0	1.0
3 事業連携	1.0	1.0
4 その他	1.0	1.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

○駅前には商業施設も多く、タクシーやバスでの移動も比較的容易に行うことができるが、市川4丁目や市川南3.4丁目の端の方はバス停や店舗も少なく不便を感じる住民も多い。

○新築マンションも増加しており、他地域からの転居者での独居世帯、高齢者世帯も多いが、マンション住民同士の交流は少ないため、孤立・要相談者が挙げりにくい。

2. 主に力を入れて組んだこと

○地域ケアシステム相談員との連携を行っていく中で、相談員の関わるサロンや老人会での依頼講座を複数回実施。
○圏域内のデイサービスにて家族介護教室を開催。デイサービスの施設環境を活用し、併設訪問介護事業所による介護技術の講座・実技を行うこともできた。

3. 課題と今後取り組むこと

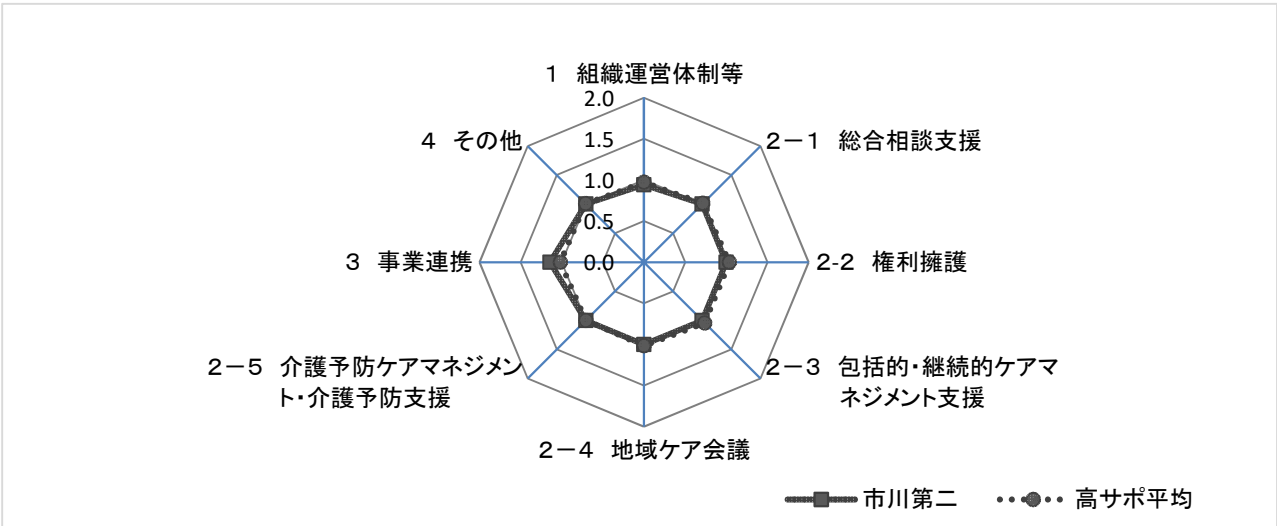
○ここ数年の総合相談の傾向から、マンション内での、高齢者孤立や介護を必要とする世帯の増加がみられる。
・マンション内で出張相談会を企画開催、孤立高齢者・家族介護者の把握を行うと共に、マンション内での地域課題の抽出、新たなコミュニティ形成をするための情報収集、関係構築を行う。
○自治会によって関わり頻度に差がある。
・自治会長の変更等を把握しながら関係構築を行い、各自治会の状況や災害時の対応について把握する。

4. 講評及び今後期待すること

地域ケアシステム相談員との連携を通じ、複数の依頼講座につながったこと等、関係機関との連携構築の結果に結びついたと思います。今年度はマンション内でのセンター周知を強化し早期相談につながることを目標としているとのことで、引き続き連携強化を図っていかれることを期待しています。

令和5年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価

図：高齢者サポートセンター市川第二の取組状況 行政評価



	市川第二	高サポ平均
1 組織運営体制等	0.9	1.0
2-1 総合相談支援	1.0	1.0
2-2 権利擁護	1.0	1.0
2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	1.0	1.0
2-4 地域ケア会議	1.0	1.0
2-5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1.0	1.0
3 事業連携	1.1	1.0
4 その他	1.0	1.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 担当地域は広範囲で、それぞれの地区によって地域性の違いがある。
- 買い物や通院、地域の集いの場への外出の利便性についての差が大きい。
- 江戸川から至近距離にあり、減災マップにおいても地震被害、水害などのリスクが高い。
- 地域や相談機関とつながりのない孤立した世帯や高齢者が、重度化(ゴミ屋敷を含む)・複雑化してからの相談に挙がるケースが増えている。また、本人の課題だけでなく引きこもりや生活困窮の同居の子供、認知症等を抱え込む介護者、虐待など重層的課題を抱えるケースが多い。
- センターと地域との関わりが確立されておらず、行事への参加や講座の依頼が少ない。

2. 主に力を入れて組んだこと

○認知症地域支援推進員と連携し、地域の商店や医療機関を訪問しセンターを広く周知した。これまで関わりのなかった機関や商店に了解を得ながら地域支え合いマップを更新した。また地域交流会は第2地区全体での交流を行い、地域性の違いや介護支援専門員の業務など共有して頂いた。

○稲荷木地区で出張相談会を3回開催し、センターから遠方にある地域でも相談対応した。

○認知症の対応に苦慮したケースをセンター内で協議し認知症初期集中支援チームに3ケース依頼。チームと連携しながら課題解決に取り組んだ。

○重層的課題を抱えたケースは積極的に関係者会議を開催したり、他関係機関と事例検討を行い連携した。

○災害時の持ち出し簿を兼ねた地域の中で誰ともかわりのない孤立した世帯を掲載したリストを作成し、月に1回センターで見直しをした。

3. 課題と今後取り組むこと

○課題

- ・地域活動が活発化した半面、地域とのつながりを拒否し孤立した高齢者、高齢者だけでなくその家族も課題を抱える世帯が潜在化し、重度化してから相談に繋がっているケースが増えている。地域・関係機関との連携体制を推進し、早期発見に繋げる必要がある。
- ・センターで対応しているケースが重度化、複雑化している反面、地域では認知症や孤立を自分事として捉えられず、地域の課題が挙がってこない。地域で今何が起きているかを皆で共有していく必要がある。
- ・担当地域が広範囲であることやコロナ禍の影響もあり、センターの役割についての周知が不足している。地域住民との関わりを推進し、広くセンターを相談機関として認識してもらう必要がある。

○今後取り組むこと

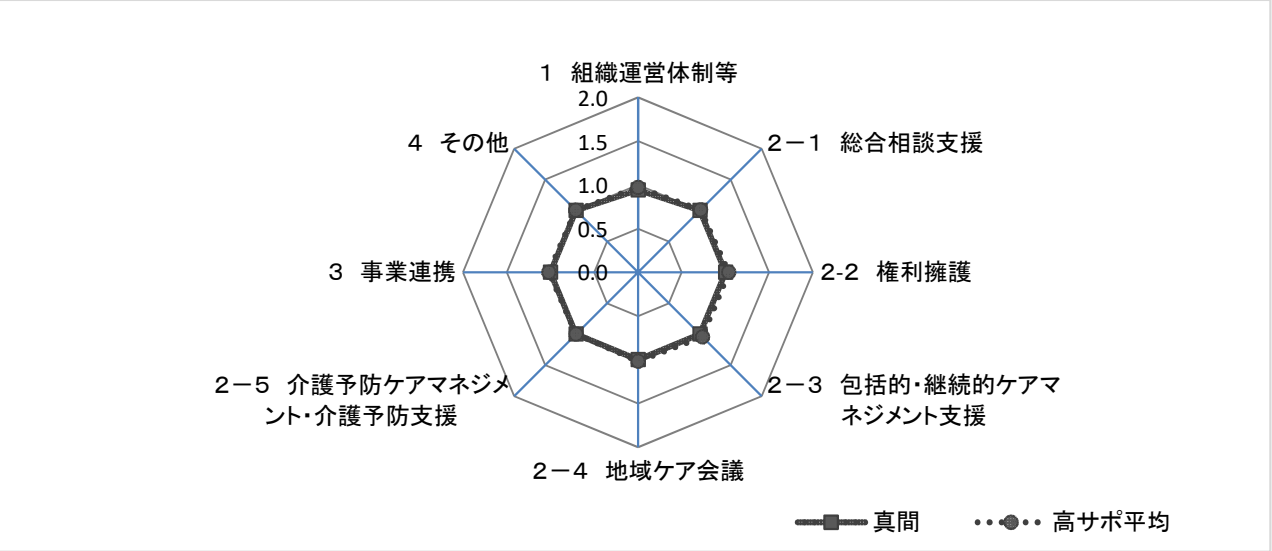
- ・センターが関わった孤立した高齢者や重層的課題を抱えた事例を積極的に地域へ発信し、早期発見に繋げるために地域の関係機関と連携する。
- ・認知症地域支援推進や生活支援コーディネーターと連携し、社会資源の発掘、既存の社会資源への繋ぐため社会資源マップを広く周知、活用する。
- ・サロン等の地域活動に積極的に参加したり出張相談窓口を設置することで、センターについて広く周知していく。出前講座を積極的に行う事で地域のニーズを把握していく。
- ・災害や感染症のまん延に備え、BCPに沿って机上でのシュミレーション、実際に訓練を行う。

4. 講評及び今後期待すること

センター作成の地域マップの情報更新をインターネットからの情報だけではなく、認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターと高齢者サポートセンター職員とで医療機関等に直接出向き、顔の見える関係づくりを行っていくことは評価すべきことと考えております。認知症や社会的な孤立を自分事として捉えていただけるよう、民生委員児童委員等の地域の担い手の方々に積極的に周知を行ってください。

令和5年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価

図：高齢者サポートセンター真間の取組状況 行政評価



	真間	高サポ平均
1 組織運営体制等	0.9	1.0
2-1 総合相談支援	1.0	1.0
2-2 権利擁護	1.0	1.0
2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	1.0	1.0
2-4 地域ケア会議	1.0	1.0
2-5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1.0	1.0
3 事業連携	1.0	1.0
4 その他	1.0	1.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 市の高齢化率に比べて担当地域の高齢率が高い（R5.3月末時点で市21.52%、真間27.36%）。
- 「近所との関係性は気薄である」と話す住民が多く、周囲に個人的な相談ができる地域性ではないため、認知症や介護について抱え込んでしまう傾向が強い。
- 地域内に商店街やスーパーがなく、徒歩や自転車です駅前や近隣地域のスーパーに買い物に行く高齢者が多い。
- バス停がほとんどなく、バス利用の移動手段がとりにくい。車はスクールゾーン、一方通行、幅の狭い道路等もあり、高齢者の移動手段の課題が浮き彫りになり始めている。
- 公民館、自治会館など住民が気軽に集める場所が無く、集会等で利用されている建物もバリアフリー化が進んでおらず、高齢者にとって利用しにくい環境である。
- 地域活動の担い手の高齢化が進んでいるが、次の担い手不足から活動の縮小が懸念される。

2. 主に力を入れて組んだこと

○センターから場所の離れたマンションや高齢化率が高いマンションで講座を実施したことで、顔の見える相談しやすい環境づくりに繋がった。
○気軽に相談してもらえるように、地区社会福祉協議会を借りて月1回のペースで出張相談会を実施した。
○高齢化率の高い3丁目にセンターチラシを一斉配布し、地域の店舗にも広報活動を開始した。

3. 課題と今後取り組むこと

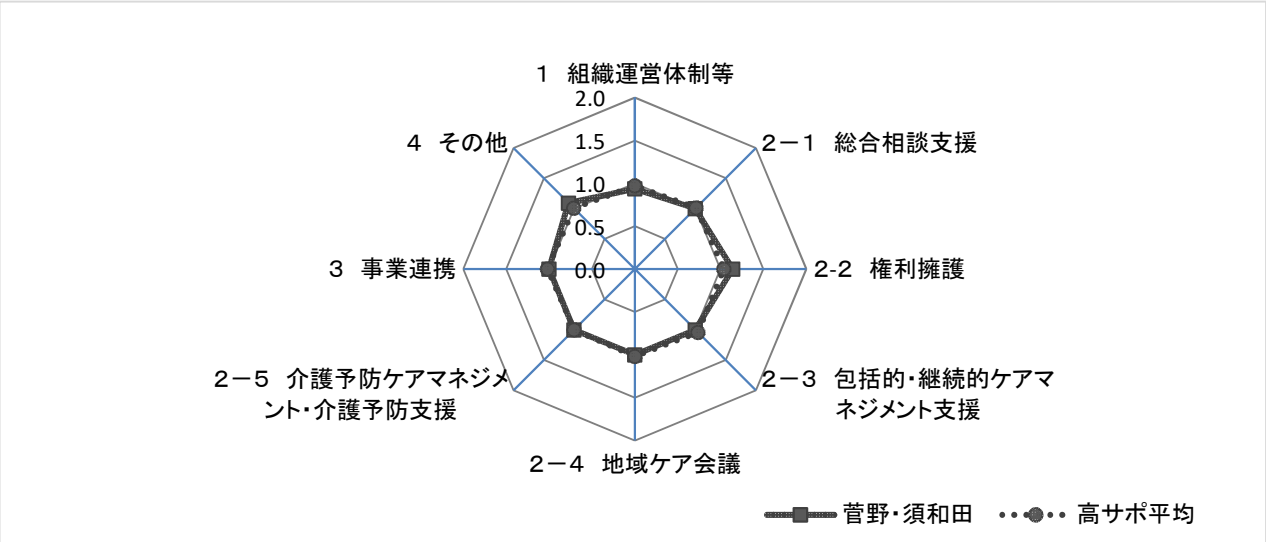
○個人商店が多いもののセンターの周知不足があるため、広報活動の方法や配布チラシの内容を見直す。
○地域内の住民が気軽に来れる場所出張相談会を実施出来るよう開催場所の確保を行う。
○認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターと連携し、住民、関係機関などから高齢者のニーズを把握する。

4. 講評及び今後期待すること

地域住民の特性や活動場所の難しさもある中、新しい配布先にも周知を行い、実際にチラシを見た家族から相談に繋がるなど日頃の活動の成果が着実に出ています。住民性や地域を的確に分析されており、ニーズに合わせた情報提供をしようという努力が、住民・地域を変えていくと思います。引き続き関係機関との連携を深め、早期相談に繋がるよう活動いただければと思います。

令和5年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価

図：高齢者サポートセンター菅野・須和田の取組状況 行政評価



	菅野・須和田	高サポ平均
1 組織運営体制等	0.9	1.0
2-1 総合相談支援	1.0	1.0
2-2 権利擁護	1.1	1.0
2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	1.0	1.0
2-4 地域ケア会議	1.0	1.0
2-5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1.0	1.0
3 事業連携	1.0	1.0
4 その他	1.1	1.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

○地域特性

- ・富裕層が多く高級住宅地が立ち並ぶ一方、そのはざままで貧困層存在している。
- ・現役時代に社会的地位の高い職業についていた方が多く、権利意識も高い傾向が見られる。
- ・高齢化率の上昇に伴って、独居高齢者、認知症、地域コミュニティから孤立している高齢者などが増加している現状を課題として捉え、自治会等も積極的な地域活動を展開している一方、地域コミュニティを支える方の高齢化も進んでいる。

○地域課題

- ・地域住民が気軽に参加できる通いの場が少ない(自治会員に限られる、新規参加者の受け入れがない等)
- ・老人会の解散、次世代を担う人材の発掘が難しい(住民の特徴として受け身な方が多い)
- ・東菅野地域は特にケースが重症化して相談が上がるケースがある(センターの周知不足、地区住民の特性、地域ネットワークが薄いのではないかな)

2. 主に力を入れて組んだこと

- 介護予防に関して新規の体操立ち上げのフォロー。
- 季節毎の高齢者が起こりやすい疾患の予防啓発(チラシや掲示)
- 地域ケア個別会議を通して菅野地区の課題の把握(集まる場所がない、地区の高齢者の把握ができない等)
- 認知症地域支援推進員との連携(講座、いこいの広場、地区のお店や交番、薬局への挨拶周り)
- 経済的に余裕はあるが、身寄りが薄い高齢者が多い地域でもある為「終活」に関する講座を家族介護教室の他、権利擁護講座として計2回実施した。

3. 課題と今後取り組むこと

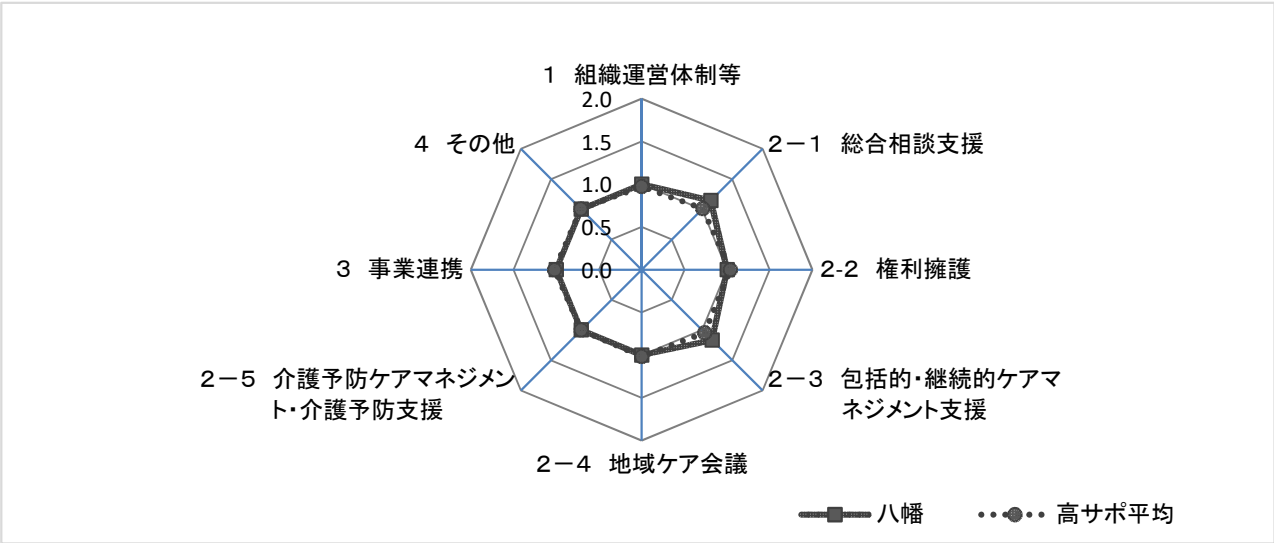
- 課題
 - ・世代間交代、世代交流機会が少ない。ニーズの多様化に対応する場がない。
 - ・集える場所が少ない。
 - ・地域課題の発見、地域ネットワーク構築の強化が必要。
 - ・重層的課題の早期発見。
- 取り組み
 - ・世代関わらず、地区のイベントへ参加させてもらい、出張相談やその中でセンターの周知を行う。
 - ・生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーと連携しながら場所・人材の発掘を行う(主に東菅野地区、菅野地区)
 - ・地区の居宅介護事業所やサービス事業所との関係作りも行いながら地域づくりに協力してもらえるように働きかける。
 - ・民生委員児童委員、自治会との連携の強化。世代に関わらない地域活動の中で情報収集し、早期アプローチを目指す。

4. 講評及び今後期待すること

地域のニーズが高いと考えた、終活講座を昨年度より多く開催し、また介護予防の一環として市川みんなで体操の立ち上げ支援を2件行ったりと地域活動を積極的に行っており評価すべきことと考えます。世代を問わずに地区のイベントに参加をし、センター周知をしていくことで、複合的な課題を抱えるケースの早期対応につながることを期待しております。

令和5年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価

図：高齢者サポートセンター八幡の取組状況 行政評価



	八幡	高サポ平均
1 組織運営体制等	1.0	1.0
2-1 総合相談支援	1.1	1.0
2-2 権利擁護	1.0	1.0
2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	1.2	1.0
2-4 地域ケア会議	1.0	1.0
2-5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1.0	1.0
3 事業連携	1.0	1.0
4 その他	1.0	1.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- JRや私鉄の駅に近く、スーパーマーケットや銀行・スポーツクラブ・カラオケ・パチンコ店が複数あり、市役所もある。
- 都内へのアクセスが良いエリアで老若男女、高層マンション・戸建て・賃貸アパートに住む高所得者～貧困の混在エリアであるが比較的裕福な方が多い。
- マンション住まいの方は転入者が多く、近所付き合いが希薄であることが多い。
- 公衆浴場は1箇所ある。

2. 主に力を入れて組んだこと

- 認知症地域支援推進員との連携
- 権利擁護（後見人へのつなぎ）
- 地域との交流（夏祭り・老人会への参加連携）

3. 課題と今後取り組むこと

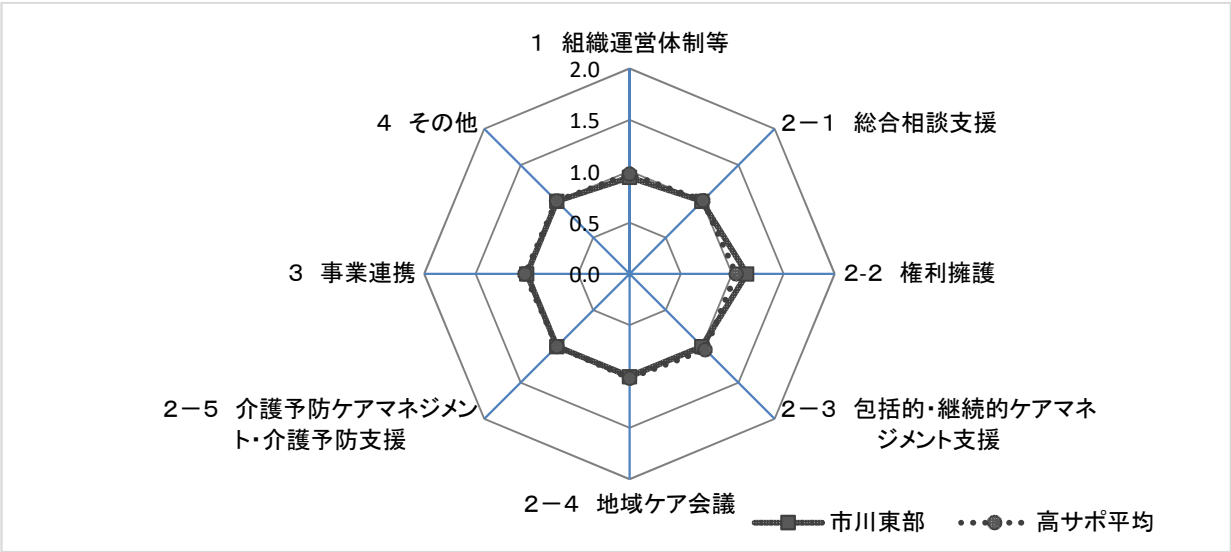
- 要支援者など、介護支援専門員不足解消に向けて、市や居宅介護支援事業所に問題解消に向けた働きかけ実施
- 施設受け入れ困難者に対する繋ぎ先の確保
- 他機関とのさらなる連携
- 関係機関だけでなく、スポーツクラブや商店等とも関係性を構築し、支援が必要な方を早期発見

4. 講評及び今後期待すること

昨年は3職種でケースの検討をしていたところを、事務職も含めたセンター全員でケース検討をして共有している点また、消費者被害の情報を法人の訪問介護事業所へ共有し、消費者被害を未然に防ぐことができたことは評価すべきと思います。引き続き、センター全体でのスキルアップを図り、支援体制を構築していくことを期待します。

令和5年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価

図：高齢者サポートセンター市川東部の取組状況 行政評価



	市川東部	高サポ平均
1 組織運営体制等	0.9	1.0
2-1 総合相談支援	1.0	1.0
2-2 権利擁護	1.1	1.0
2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	1.0	1.0
2-4 地域ケア会議	1.0	1.0
2-5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1.0	1.0
3 事業連携	1.0	1.0
4 その他	1.0	1.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 担当地域が南北（鬼高から北方町4丁目）に広い。
- 高齢者だけでなく、同居している成人した未婚の子への支援も含めた、世帯に対しての支援が必要になり「そら」や「えくる」「がじゅまる+」等の他機関と連携して関わるケースがある。

2. 主に力を入れて組んだこと

○鬼高・北方町4丁目地区への支援体制の強化

・北方町4丁目南自治会、北方第一団地自治会と行政、社協、民生委員児童委員、センター職員で地域課題について検討。第一団地で移動販売の時にお茶出しの取り組みが始まる。

・認知症地域支援推進員の働き掛けにより、鬼高地区でのサロン再開。鬼高地区の高齢者クラブやマンションから講座依頼が増え、繋がりは広がっている。

・地域の医療機関、薬局や生活支援課など行政機関からの依頼を受け、実態把握や必要な支援調整に努めた。

3. 課題と今後取り組むこと

○介護支援専門員と民生委員児童委員、高齢者サポートセンターとのネットワークづくり

○認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターの周知、共に地域課題を把握し取り組みの場を作る

○高齢者の社会参加の場所の発見(既存の活用できる資源)や創生

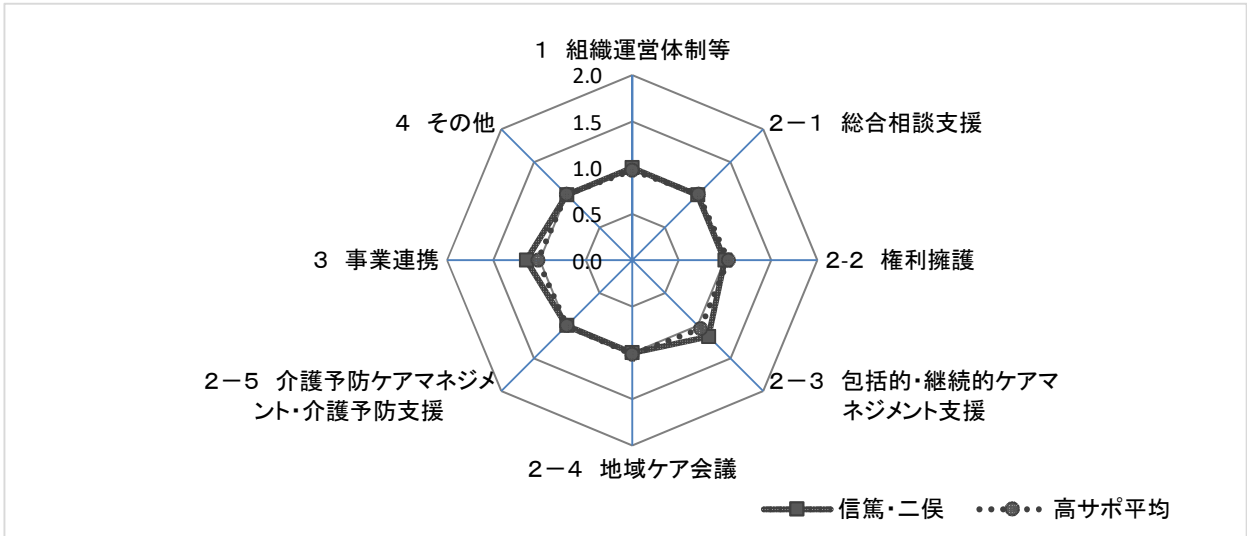
○認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターと連携し、困りごと解消のため社協ボランティアセンター等とのマッチングの仕組みづくり

4. 講評及び今後期待すること

北方町で自治会との地域課題の検討を行ったこと、北方第一団地での移動販売時のお茶出しの取り組みがはじまったことは評価すべきと思います。担当地域が広く地域性や生活状況も様々で多方面にわたる支援が必要なことから、地域のネットワークや幅広い関係機関との連携を密にし実情に合わせた支援を引き続きお願いします。

令和5年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価

図：高齢者サポートセンター信篤・二俣の取組状況 行政評価



	信篤・二俣	高サポ平均
1 組織運営体制等	1.0	1.0
2-1 総合相談支援	1.0	1.0
2-2 権利擁護	1.0	1.0
2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	1.2	1.0
2-4 地域ケア会議	1.0	1.0
2-5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1.0	1.0
3 事業連携	1.1	1.0
4 その他	1.0	1.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 市内でも比較的高齢化率が低く、高齢者世帯数も少ない。
- 地域で水災害が起こると、交通機能不全となる道路等がある。また、病院受診や買物に不便な地域があり、家族支援に頼っている高齢者も散見される。
- 高齢者サポートセンターが住宅地や駅から離れた場所にあるため、来所相談よりも電話相談やアウトリーチによる相談支援が多い。さらに、古くから居住している方の多い地域は、地縁(コミュニティ)があるが、工場地帯にマンションが建設された比較的新しい地域では、住民間のコミュニティが希薄な傾向もある。
- マンション自治会や管理組合等との連携が今後の課題。

2. 主に力を入れて組んだこと

○今年度初めて1人ケアマネ向け対象の研修会を実施した。今年度については介護予防支援業務をテーマとし、地域がら、船橋市にある居宅支援事業所も多く、市川市と船橋市の違いを理解し、介護予防マネジメントの流れを再度確認していただく良い機会になったと思われる。日頃業務を行っていて疑問に思っていること、困りごとなどの情報交換が行えるよう、令和6年度も実施していく。

○高齢者が椅子に座って行えるヨガについて、企画の段階から講師に入っていただき、忙しい日常生活の中でも簡単に実践できる、ヨガのポーズや呼吸法について、センター主催イベントで実施した。参加者はヨガが初めての方が多く基本的なヨガを学べ、気分転換ができた等の感想が聞かれた。今後も地域の方にとって健康維持や生活能力向上に役立つイベントの工夫を行っていく。

○認知症カフェ団体の立上げ支援から、持続性・発展性に重点を置いた活動支援を今年度（令和5年度）は行った。令和6年度には、高齢者クラブの活動団体登録申請を行い、活動助成の得られる段階まで話が進んでいる。令和6年度も、継続的な後方支援を実施する予定。

○高齢化の進んだマンションの様々な課題に対応するため、マンション理事会等（理事長、管理組合、生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等）に趣旨説明を行い、出張相談会が開催できた。認知症予防や対策の周知・啓発を目的とした全戸対象のポスティングも実施し、ニーズ把握に努めた。出張相談会の定例化は理事会内で意思疎通が取れつつある。

○市社協の生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー及び地区担当と参集にて情報共有と地域づくりに関する意見交換を定期的に行った。他地域で行われている地域福祉活動の情報収集や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会への円滑な橋渡し役の依頼、お互い様事業や全年齢型の子ども食堂、地域祭りへの協力の共有など多岐にわたる情報共有を行った。

○消費者被害予防、権利擁護、社会資源、健康に関すること等をお便りにして、毎月発行している。今年度は、地域資源マップの情報を更新し、その内容を関係機関や地域に向けて発信できた。

○担当地域の介護支援専門員の地域課題やニーズの聞き取りを行い、医療・介護従事者との円滑な連携とスキルアップを目的として、勉強会・交流会を実施した。訪問診療MSW、居宅介護支援専門員、施設介護支援専門員、サービス事業所（福祉用具・介護タクシー等）、コミュニティソーシャルワーカー等、計16名の参加により、医療と介護の円滑な連携について意見交換等を行った。実施後のアンケート結果は参加者の9割以上が”非常に良かった”との評価であった。次年度も実施予定。

○今年度重点目標であった、“顔の見える関係作り”の一環で、民生委員・児童委員協議会にて、勉強会・交流会を実施した。（昨年度に続き2回目）民生委員・児童委員との円滑な連携が出来た事例について情報共有するとともに、今一度、センターの役割りについて周知・啓発することが出来た。結果的に、民生委員児童委員からの相談件数が大きく増加することになった。

○年度内の虐待受理件数及び継続支援の件数がと他センターと比較して比較的多かった。そのため、緊急性、再燃性の判断や随時変化する支援方針を決定するために、年間を通じて虐待ケース検討を定期で行い、3職種間で円滑な連携が取れるように心掛けた。また、基幹相談支援センター・えくる、市川市生活サポートセンターそら、中核地域生活支援センター・くらっち、市川市よりそい支援事業・がじゅまる+といった他機関との連携も積極的に行った。

3. 課題と今後取り組むこと

○課題

- ・職員の退職があり、人員が定着しない。
- ・イベント等の実施時期下半期に集中した。

○今後取り組むこと

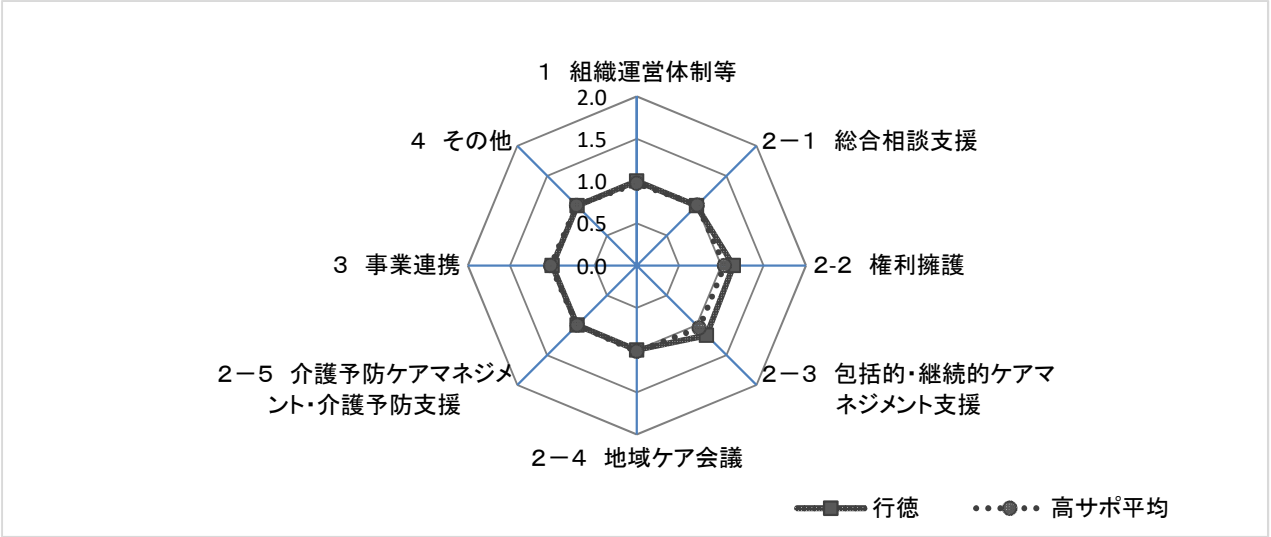
- ・OJTとOFF-JTを奨励し、業務上抱えやすい悩み等に対して自己覚知や自己研鑽を促すことで、ストレスマネジメントや課題解決力の向上を目指す。
- ・年度当初（4～5月頃）に年間計画を職員に提出させ、偏りのないイベント等の実施を行う。

4. 講評及び今後期待すること

信篤・二俣独自事業の1人ケアマネ向け研修会や医療・介護連携学習会・交流会など介護支援専門員や地域の福祉関係者と連携を強化している点は評価すべきと思います。引き続き介護支援専門員の後方支援や関係機関等との顔の見える関係づくりをお願いします。

令和5年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価

図：高齢者サポートセンター行徳の取組状況 行政評価



	行徳	高サポ平均
1 組織運営体制等	1.0	1.0
2-1 総合相談支援	1.0	1.0
2-2 権利擁護	1.1	1.0
2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	1.2	1.0
2-4 地域ケア会議	1.0	1.0
2-5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1.0	1.0
3 事業連携	1.0	1.0
4 その他	1.0	1.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 以前は旧道地域と埋め立て地域住民に特徴があったが、最近は一軒家やアパートが壊されて複数の縦長の一軒屋が建ち、地域の景観が変わってきた。
- 40年以上建つマンションは高齢化率が高く、潜在している何らかな支援が必要な高齢者がいる。
- 独居高齢者で特に男性の方に生活や金銭などに問題があり認知症が見られる方が多い。

2. 主に力を入れて組んだこと

○センターの職員が減り、総合相談の取り組みが滞らないように全員が情報を共有して支援にあたるようにし管理した。
○予防プラン作成の依頼があった際に利用を待ってもらうことがあったため、センターで担当することができるよう努力してプランナーを置くことができた。法人に人員確保のアプローチを行った。

3. 課題と今後取り組むこと

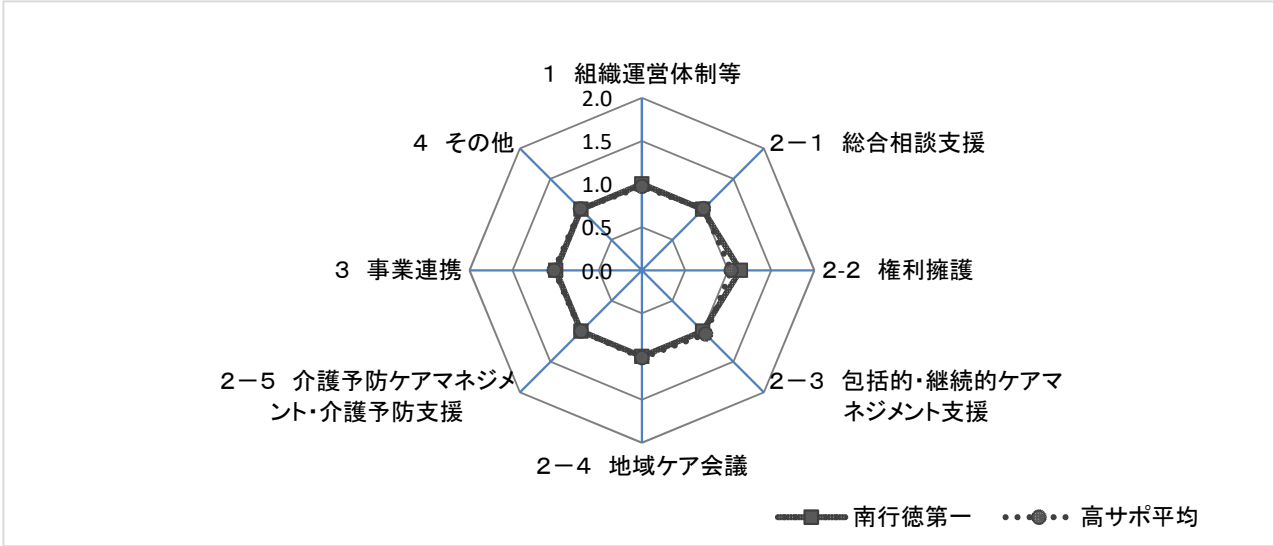
○新人メンバーの教育に伴い、地域に役に立つ人材育成と事務所運営の継続に取り組んでいく。
○総合相談の取り組みに柔軟に対応できるように人材を育てて介護保険や他機関との連携ができるように進めていく。
○予防プラン作成の依頼があった際に利用者に待たせることのないように取り組みたい。
○今年度は認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターがメンバーにいたので、職員同士が連携をして地域に役に立っていきたい。

4. 講評及び今後期待すること

職員の確保が課題ではありますが、職員間で協力して、個々の能力やスキルを活用してのチームアプローチができていました。今後も地域にあるネットワークをうまく活用して課題解決に取り組んでいただくことを期待しています。職員の人材確保後の新人・新任教育の充実をお願いします。

令和5年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価

図：高齢者サポートセンター南行徳第一の取組状況 行政評価



	南行徳第一	高サポ平均
1 組織運営体制等	1.0	1.0
2-1 総合相談支援	1.0	1.0
2-2 権利擁護	1.1	1.0
2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	1.0	1.0
2-4 地域ケア会議	1.0	1.0
2-5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1.0	1.0
3 事業連携	1.0	1.0
4 その他	1.0	1.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 行徳街道沿い古くからの街と行徳バイパスから海側の新しい街。
- 戦前からの住民、高度経済期特に東西線開通の頃に移り住んだ住民、バブル期以降マンションブームで移り住んだ住民の3階層。
- 高齢化率も市の平均と比べて総じて低く、子供が独立した高齢者世帯が築年数の古い住居で生活を送ったり、アパートで独居生活を送るケースも多い。
- 半径500m以内にスーパーマーケットがない、いわゆる買い物難民に該当するエリアもある。
- 歩道の狭さや段差解消などのインフラ整備も課題となっている。
- 令和4年以降、担当圏域内在住の子による親の呼び寄せ相談が増加傾向。

2. 主に力を入れて組んだこと

○年度内は職員の退職が続いたが、全体として大きな支障が生じないよう努めた。
○介護予防支援事業の委託先に苦慮する状況は変わらなかったが、介護支援専門員への丁寧な説明やプランの空き状況の把握に努め、著しい対応の遅れが生じないよう対応した。
○引き続き、認知症地域支援推進員と協働し、支援員企画のイベントへセンター相談員を積極的に派遣し、地域での認知症支援に繋がるよう努めた。

3. 課題と今後取り組むこと

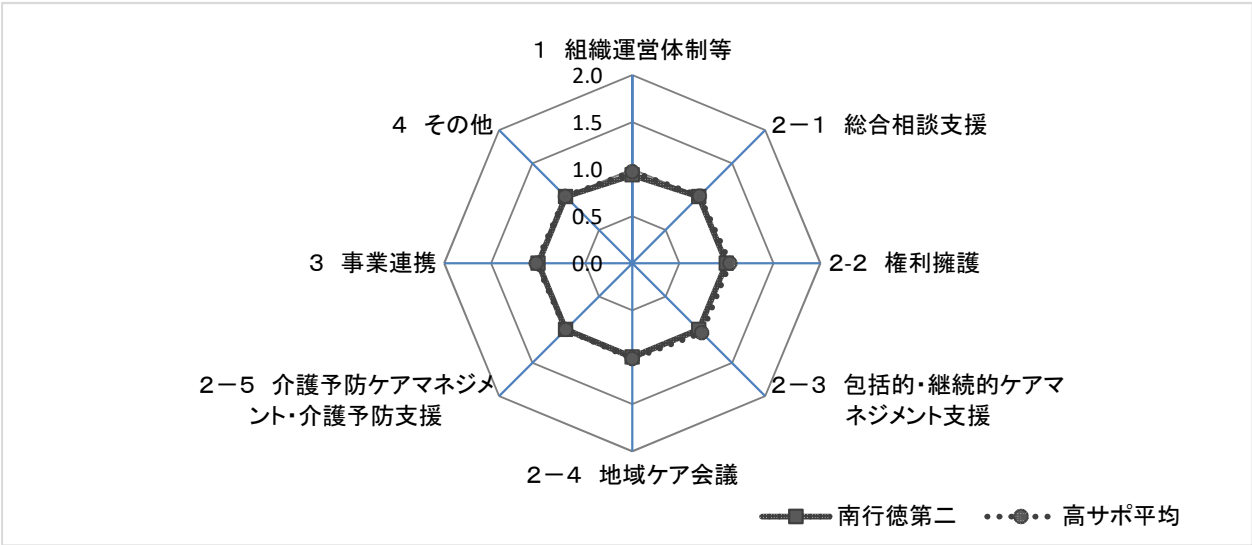
○職員の欠員が続いており、人材確保が急務。現任の職員の負担も増す中で、人材を確保時の育成と事業継続とのバランスを図りながら運営を行いたい。

4. 講評及び今後期待すること

地区の高齢者支援するにあたり、多様な問題を持つ方が増えていますが、地区のネットワークを活用し、問題解決をしていただいています。センターの専門職がそろい、チームでのアプローチができることを期待しています。

令和5年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価

図：高齢者サポートセンター南行徳第二の取組状況 行政評価



	南行徳第二	高サポ平均
1 組織運営体制等	0.9	1.0
2-1 総合相談支援	1.0	1.0
2-2 権利擁護	1.0	1.0
2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	1.0	1.0
2-4 地域ケア会議	1.0	1.0
2-5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1.0	1.0
3 事業連携	1.0	1.0
4 その他	1.0	1.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 地区内には築40年前後の一定規模の分譲マンションが多くあり、同世代が購入するため同時期に高齢化する。
- 都内に近く、終の棲家にマンションを選択することからも他者との交流を元々好まない傾向があり、世代的に権利意識の強い高齢者が増えている。
- 行徳地区全体では高齢化率が低く、市内でも若い地域と思われることが多いが、塩浜地区は高齢化率が市内第2位であり、地区内の自治会長等に話を聞くと、賃貸の部分は高齢化率が低い、分譲の部分は40%を超え50%に迫る勢いとのこと。
- 行徳駅前地区は商業ゾーンとなっていることもあるが、自治会自体がないところも存在するため、地域とのつながり自体が薄い。
- 福栄地区は高齢化率自体はさほど高くはないものの一部にアパートが多く建つ地域があり、独居高齢者の中で支援者もなく、知らずに認知機能低下を起こす方も一定以上いる。
- 全体的に、駅前以外の交通機関があまり発達しておらず、路線バスの沿線か駅前に住んでいないと外出が難しい。
- 運転手不足のためタクシーを呼んでも来ないとの声もよく聞かれている。
- 道路は比較的広く、歩道もある場所が多いものの、暗渠の上にある歩道などは段差などがあり、歩行器やシルバーカーなどでも引っ掛かることがよくある。
- 第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険計画によると、担当地区は総人口が少ない割には、要介護認定者数の割合が南部エリア他地区とさほど変わらない。そのためか、要支援認定を受けてリハビリをしたいという要望が多い。

2. 主に力を入れて組んだこと

○地区とのつながりを再構築することを目標としてやってきた。優先したのは高齢化率市内第2位の塩浜地区。
○これまでも様々な事業を通じて連携してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響でつながり自体が薄くなっていた。
○全棟センター案内掲示を始め、シリーズ化した依頼講座の開催、地域ケアシステムの拠点を利用したの相談室(出張相談)の開催や相談員会議の参加、センターの仕事として記載はしていないが地域の祭りに顔を出して役員などと交流を図る等、積極的に地域に出向くことを行ってきた。
○他地区にも連携を広げようと、地区としては高齢化率は高くないが、単身高齢者が多い行徳地区のマンションで相談室(出張相談)を新たに開催した。
○マンションの管理組合や民生委員児童委員ともさらに連携が広がり、センターや相談室(出張相談)の紹介や参加啓発などに力を貸してくれるようになった。
○地域とのつながりに力を入れてきたので、令和6年度より本格始動する生活支援コーディネーターの業務の下準備にもなった。

3. 課題と今後取り組むこと

○地区の高齢者の把握に努めたい。
○何か困っていることがある高齢者の相談が多く、その対応に追われてしまうと、今後課題を抱えると思われる”今は元気”、もしくは”少し弱っているけれど困りごとはない”高齢者へのアプローチが希薄になる。
○いわゆる予備軍を把握することで、災害時の安否確認や予防についてのアプローチができるようになる。
○一度に担当地区全てを把握することが難しいため、センター内で協議しながら地区を決めて行っていく。
○把握した高齢者へのアプローチもセンター案内の配布から始めていきたい。

4. 講評及び今後期待すること

適切な人員配置のために努力をされていました。積極的に依頼講座や相談室の開催などに取り組み、地域とのつながりが構築できてきており、支援が必要な方の把握につながっていると思います。今後も継続し新たな地区への活動の展開を期待します。

令和6年8月6日(火)

介護予防支援事業等の委託事業者の追加について

ケアプラン作成委託契約を締結した事業所一覧

受取期間: 令和6年2月1日～令和6年5月31日

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類	郵便番号		
	事業者番号	住所		
1	ケアサポート紡ぐ		2010年4月1日	国府台
	居宅介護支援	272-0822		
	1270802737	市川市宮久保2丁目6番5号		
2	ケアセンターじゅえん		2024年3月1日	国府台
	居宅介護支援	271-0093		
	1271209510	松戸市小山762-2		
3	ケアセンターじゅえん		2024年3月1日	国分
	居宅介護支援	271-0093		
	1271209510	松戸市小山762-2		
4	介護支援きらら		2014年4月1日	曾谷
	居宅介護支援	271-0093		
	1271206540	松戸市小山819-2		
5	ケアセンターじゅえん		2024年3月1日	曾谷
	居宅介護支援	271-0093		
	1271209510	松戸市小山762-2		
6	ケアセンターじゅえん		2024年3月1日	大柏
	居宅介護支援	271-0093		
	1271209510	松戸市小山762-2		
7	ケアセンターじゅえん		2024年3月1日	宮久保・下貝塚
	居宅介護支援	271-0093		
	1271209510	松戸市小山762-2		
8	ケアプラン音色		2017年12月1日	市川第一
	居宅	272-0823		
	1270805136	市川市東菅野2-21-2		
9	ケアセンターじゅえん		2024年3月1日	市川第一
	居宅介護支援	271-0093		
	1271209510	松戸市小山762-2		
10	ベネッセ介護センター本八幡		2016年9月1日	市川第一
	居宅介護支援	272-0023		
	1270804881	市川市南八幡4-8-9ニューグリーンビル402号		
11	癒しのケアプランセンター市川おにだか		2000年3月1日	市川第二
	居宅介護支援	272-0015		
	1270800434	市川市鬼高1-6-2		
12	ミアヘルサケアプラン東新小岩		2014年4月1日	市川第二
	居宅介護支援	124-0023		
	1372206407	東京都葛飾区東新小岩4-11-10		
13	ケアセンターじゅえん		2024年3月1日	市川第二
	居宅介護支援	271-0093		
	1271209510	松戸市小山762-2		
14	介護支援きらら		2014年4月1日	真間
	居宅介護支援	271-0093		
	1271206540	松戸市小山819-2		

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類	郵便番号		
	事業者番号	住所		
15	ケアプランセンターメヴィアン松ヶ丘公園		2021年11月1日	真間
	居宅介護支援	270-0141		
	1272503176	流山市松ヶ丘4-496-1		
16	ケアセンターじゅえん		2024年3月1日	真間
	居宅介護支援	271-0093		
	1271209510	松戸市小山762-2		
17	ケアサポートみそら		2016年8月1日	菅野・須和田
	居宅介護支援	272-0835		
	1270806076	市川市中国分5-20-16		
18	ケアセンターじゅえん		2024年3月1日	菅野・須和田
	居宅介護支援	271-0093		
	1271209510	松戸市小山762-2		
19	株式会社 東光シーズガーデン		2016年4月1日	八幡
	居宅介護支援	101-0065		
	1270804758	東京都千代田区西神田1-4-5		
20	ケアセンターじゅえん		2024年3月1日	市川東部
	居宅介護支援	271-0093		
	1271209510	松戸市小山762-2		
21	ユーケアNext		2024年2月1日	南行徳第一
	居宅介護支援	279-0041		
	1273201622	浦安市堀江6-9-1-102		

令和5年度 介護給付適正化事業について（報告）

1. 要介護認定の適正化

- ①認定調査票の点検
適正かつ公平な要介護認定の確保を図るため、要介護認定に係る認定調査票の内容の点検および整合を行っております。
- ②認定調査員への研修
要介護認定調査の平準化を目的とし、認定調査員の体制強化や資質の向上を図るとともに認定調査票の精度を高めるために研修を実施。
- | | | | | |
|------------------|-------|----|----------------|------|
| i. 認定調査員新規研修を実施 | [県主催] | 1回 | 令和5年3月 | 19名 |
| ii. 認定調査員現任研修を実施 | [県主催] | 随時 | 令和6年2月（オンデマンド） | 68名 |
| iii. 認定調査員研修会を実施 | [市主催] | 4回 | 令和5年11月（4回） | 118名 |
- ③介護認定審査会委員への研修
介護認定審査会の円滑な実施や審査（二次判定）の平準化を図るため研修を実施。
- | | | | | |
|-------------------------|-------|----|----------------|-----|
| i. 介護認定審査会委員の新任研修を実施 | [県主催] | 1回 | 令和5年3月（オンライン） | 3名 |
| ii. 介護認定審査会委員の現任研修を実施 | [県主催] | 随時 | 令和6年2月（オンデマンド） | 89名 |
| iii. 介護認定審査会委員の適正化研修を実施 | [市主催] | 1回 | 令和6年3月 | 98名 |

2. 居宅サービス計画(ケアプラン)の点検

- | | |
|--|------|
| ①利用者の「自立支援」に資する適切なケアプランであるかの点検及びケアマネジャーへの指導・支援 | 57件 |
| ②福祉用具貸与の例外給付対象者についての確認 | 131件 |

3. 住宅改修等の点検

- ①住宅改修の点検
- | | |
|--|--------|
| ・工事前後の2回、申請受付を行い日付入り写真等により適正工事であるか全件確認 | 1,132件 |
| ・住宅改修工事着工前に実地調査を実施 | 5件 |
- ②福祉用具貸与の調査
- | | |
|-------------------------------------|----|
| ・福祉用具貸与の必要性や今後の利用状況について訪問および書面調査を実施 | 5件 |
|-------------------------------------|----|

4. 縦覧点検・医療情報との突合

- ①医療情報との突合
国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無の点検を行う。



- ②縦覧点検（居宅介護支援請求におけるサービス実施状況）
国民健康保険団体連合会の給付データを活用し、居宅介護支援事業所より給付管理票の提出があり、サービス事業者からの請求のない場合、請求の正誤の確認を行う。



③縦覧点検(重複請求)

国民健康保険団体連合会の給付データを活用し、同月に利用された介護サービスの算定回数制限超過や日数超過などの重複請求があった場合、請求の正誤の確認を行う。



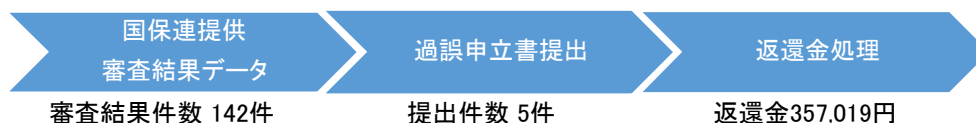
④縦覧点検(月途中要介護状態変更受給者一覧表)

国民健康保険団体連合会の給付データを活用し、月途中で要介護状態が変更になった受給者について、各々の要介護状態における受給可能日数と実際に受けたサービスを確認を行う。



⑤縦覧審査結果通知書

国民健康保険団体連合会の点検結果通知をもとに、過誤調整等の実施の有無を確認する。



⑥看護体制強化加算請求状況一覧表

国民健康保険団体連合会の給付データを活用し、看護体制加算の算定要件の適合状況について、不適正と考えられる項目のある事業所を抽出する。



5. 介護給付費通知

①介護給付費通知

家族を含む受給者本人に発送し、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等を通知することで、介護サービスの適正な利用に努める。

【介護給付費通知書発送件数】

対象サービス月	発送日	発送件数
令和5年 1月～3月	令和5年 6月30日	15,491件
令和5年 4月～6月	令和5年 9月29日	15,585件
令和5年 7月～9月	令和5年 12月21日	15,442件
令和5年10月～12月	令和6年 3月29日	15,546件
合 計		62,064件